

第二十八回国会 衆議院 内閣委員会 議録 第二十四号

昭和三十三年四月一日(火曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 福永 健司君

理事高橋 等君 理事保科善四郎君

理事前田 正男君 理事石橋 政嗣君

理事受田 新吉君

大橋 忠一君 大坪 保雄君

大村 清一君 北 吟吉君

小金 義照君 額 彌三君

薄田 美朝君 辻 政信君

中川 俊思君 林 唯義君

船田 中君 眞崎 勝次君

栗山 博君 山本 象吉君

淡谷 修藏君 稻村 隆一君

出席政府委員

検事(法務局 第二部長) 野木 新一君

総理府総務長官 今松 治郎君

総理府事務官 (恩給局長) 八卷淳之輔君

大蔵事務官(主計局長) 岸本 晋君

委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君

四月一日

委員大坪保雄君、田村元君及び木原津興志君辞任につき、その補欠として大橋忠一君、額彌彌三君及び武藤連十郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大橋忠一君辞任につき、その補欠として大坪保雄君が議長の指名で委員に選任された。

三月三十一日

恩給法等の一部を改正する法律案 中一部修正に関する請願(藤尾弘吉君紹介)(第二五三二号)

同(早稲田柳右エ門君紹介)(第二五三三三三三三三)

農林省定員外職員の全員定員化に関する請願(長井源君紹介)(第二五三四号)

旧軍人関係恩給の加算制復元に関する請願(池田清志君紹介)(第二五九四号)

同(原哲思君紹介)(第二五九五号)

建国記念日制定に関する請願(小坂善太郎君紹介)(第二五九六号)

同(首藤新八君紹介)(第二六四四号)

建国記念日制定反対に関する請願外九件(井谷正吉君紹介)(第二六四五号)

同(河野正君紹介)(第二六九一号)

元満鉄社員に恩給法等適用に関する請願(田原春次君紹介)(第二六四六号)

同(西村力跡君紹介)(第二六九二二二二二)

靖国神社の国家管理等に関する請願(眞崎勝次君紹介)(第二六〇四号)

暫定手当の不均衡是正等に関する請願(柳田秀一君紹介)(第二六四七号)

建設省島根砂防工事事務所臨時職員の身分保障に関する請願(足鹿覺君紹介)(第二六八九号)

建設省定員外職員の身分保障等に関する請願外一件(足鹿覺君紹介)(第二六九〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

恩給法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第九四号)

○福永委員長 これより会議を開きます。

恩給法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。受田新吉君。

○受田委員 きょう出席政府委員の方方のうちで、総理府関係以外の方々のすなわち大蔵省それから国民年金への移行の問題に関して、社会保障制度審議会の関係の政府委員を後刻御出席を願いたい。

○福永委員長 ただいま受田君御要求の政府委員は、出席方を即刻手配いたします。

○受田委員 今松長官にお尋ね申し上げます。今回の改正法案の骨子ともいべき公務扶助料の倍率についてお尋ねを申し上げます。私はなお今日もこの倍率問題についてはもっと実態を明らかにして国民に納得せしめなければならぬと思うのであります。従ってこの問題について重ねて新しい御質疑を申し上げたいと思っております。

公務死の範囲の拡大が昭和二十八年の法律第一五五号の改正以来累次行われてきたのであります。特に軍人の場合にそれが行われて参ったのであります。旧文官との公務死の範囲の上非常に大きな開きが出た。これはこ

の間論議を通じて政府側もお認めになったところではあります。ところが文官の公務死には戦前において特別公務と普通公務との二つがあったわけではあります。この特別公務と普通公務とを二十八年の法律改正のときに一本にして公務という形のものが増えてきたのでございます。普通公務の場合には、その特別公務と普通公務に分れてきた終戦当時の規定を是非でも適用してもらいたいという気持から、倍率四十割というものが要求されてきたわけではあります。そこで私はこの倍率四十割が、旧文官の、しかも一番強い特別公務に特にさや寄せしなればならぬ根拠というものを、もう一度確認しなければならぬと思うのです。いかがでございますでしょうか。

この倍率論争で問題になった特別公務、旧文官の特別公務にこれをさや寄せしなればならぬ根拠。これは公務死の範囲が相当拡大されて、今日の旧武官の御遺族の場合においては、旧文官の特別公務と比較すると著しく寛大になっているのとき、非常に寛大な旧武官の遺族と、非常にきびしい旧文官の遺族との間に全く差等をつけないで、特別公務の四十割にまとめようとしたそのお考えは、もう一度御説明をしていただかないと納得できないところがあるわけではあります。

○今松政府委員 恩給局長から詳しく御説明をいたさします。

○八巻政府委員 御承知の通り旧恩給法におきましては、戦前公務、普通公務という区別があったのでございます。昭和二十八年法律百五十五号が制定せられます場合に、この旧軍人の公務扶助料についての倍率を考えます場合におきまして、果して戦前公務であるか普通公務であるかというところを、一々区別を立てることが現実の問題としてむずかしいというふうな見地から、これを一本の倍率に改めたわけではあります。ところでこの旧文官につきましては、終戦前に軍人に行われておりましたところの戦前公務、普通公務というものが、軍人についてはこれは制度としてなくなりましては、文官の恩給制度につきましてはやはりその制度がずっと引き続いて行われておりました。これが戦前という言葉を当らないために、特殊公務及び普通公務という言葉に変わって参ったわけではあります。ところで、御指摘のように旧軍人についての公務死の範囲というものが漸次拡大されたのではないかと、すなわち戦地におきますところの死亡というものをすべて公務死として扱おうというふうな拡大の措置が講ぜられるとかあるいは内地における在營中の養病、それによるこの死亡というものを公務死に準じて扱うというふうな意味で、公務死の範囲が漸次拡大していったのではないかと、この御指摘になりました。確かにそういうふうな拡大が行われたことは事実でございます。このことは、とりもなおさず戦争中における、特に戦地における公

務死亡の原因が、果していかなる状態において行われたかということが不明であるという意味におきまして、これをすべて公務死亡というふうに見なす、推定するという立法を講じたわけでございます。そもそもこの軍人につきまして、兵における二六・五割という倍率をきめます場合には、考え方といたしてとりましたの、やはり特別公務というものが昭和八年あるいは十二年、そうした平常の状態においてどうであったかということを考えながら、その一つの倍率というものをきめたわけでございます。こういうような意味で、旧軍人についての公務扶助料の倍率を考えます場合には、そうした特殊公務というものを念頭に置きながら倍率をきめておいたということは事実でございます。そういうような意味からいたしまして、今回文官の四十割というものが適用されておる方々とのペランスからいって、どうしても割り切れないものがそこに発生した、この不均衡感を何らかの形において解消するということが望ましい、こういう臨時恩給調査会の答申の次第もございましたので、これを解決するためには、どうして一万五千円ベースに引き上げると同時に、この倍率を三十五・五に引き上げるといふことによりまして、一万二千円ベースにおける四十割の旧文官の公務扶助料と大体見合ってくる、こういうふうな考え方でこの倍率を三十五・五に引き上げたということになるのでございます。以上のような次第でありまして、公務扶助料の倍率を三十五・五にきめたというところは、その重点をやはりそうした不均衡感の解消、それによって抜本的にこの懸案であつ

たところの、旧軍人の公務扶助料に関する問題が解消される、こういう見地に立つて行われたものでございます。  
○愛田委員 これはこの前の議論の蒸し返しならぬようにと思つて、私は適慮しておたのでございませうが、結局そういうことになつてしまつたようでございます。私は議論の重複を避けまして、一つここで新しい問題を提供したいと思つて、この倍率問題に触れられておるからなかなか解決が困難なのであつて、階級差がある程度圧縮するような方法はとれなかつたか、たとえば先回の法律改正の際に、二等兵、一等兵、上等兵という兵の階級を整理して、兵長にまとめてしまつた。だから兵の級というものは結局兵長の階級にまとまつたわけですが、一、二等兵、上等兵というものを整理して、兵長に持つていったという先例もあることありますから、今度は兵の階級を整理して、下士官の一番下まで持つていくとかいうような、ある程度の階級差を圧縮する案をお立てになるべき筋合いのものではなかつたかと思つて、いかがでございませう。

○八巻政府委員 前回の二等兵から兵長までのグループを兵長まで格上げした、こういういきさつにつきましまして、いろいろな経緯がございまして、うなつたと思つて、下士官以上につきましまして、これは旧乗からそれ相當の階級差がございまして、下士官と兵を一本にするということにつきましまして、やはりそうした階級序列というものを全然無視してしまつたということになりまして、恩給法の体系というものが全体にくずれてくる、こういうふうな見地からやはりその兵と下士官とい

うもののランクというものについては、これは一本にするということについてはどうだろうか、こういう考え方で、そのニュアンスというものをある程度公務扶助料にも組み込んだ、こういうことが今回の立法措置でございませう。

○愛田委員 兵の階級を整理することは可能であるが、兵と下士官との階級をなくすることは恩給法の建前からいって困難であるというこの根拠がどうも私納得できないのです。兵は兵なりにやはり二等兵、一等兵、上等兵とあつたわけですが、これを兵長にまとめるといふこと、そのこともやはり今の局長さんの論法をもつてすれば、恩給法の建前の上からは問題じゃございませぬか。

○八巻政府委員 兵の階級におきましてこれを一本にした、これはあくまで、やはり一つの仮定係給というものをできるだけ下の者を上げるという一種の旧軍人恩給における最低保障と申しまししょうか、そうした意味のものをそこに織り込んで考えた、いろいろな公務扶助料を上げる場合の手法がございませうけれども、これは仮定係給を上げるという方法あるいは倍率を上げるといふ方法、いろいろございませう。ございませうけれども、これを一本の仮定係給に引き上げるといふことによりまして、そして公務扶助料の額を引き上げるといふ手法をとつたわけがございませう。この場合に二等兵も兵長もやはり同じような処遇を講じたい、こういうふうな気持から仮定係給を引き上げた、こういうことになつたわけなんです、ございませう。また一方におきまして、二等兵から兵長までというところは火

体応召兵という考え方できておりますので、やはりその一つのグループとして考へていいんじゃないか、こういう気持からこれは仮定係給一本にした、こういうことが正當づけられるんじゃないかと私は存じます。

○愛田委員 二等兵から兵長までは大體応召兵である、だからこのグループは一本にしはつてもよからうという御説もあつたようですが、そういう応召兵であるから一本にまとめるといふようなことを考へたり、あるいは最低保障をどこにしたりするからといふことを考へるといふそのことは、もう恩給法の建前からいつたら変則であるのじゃないですか。

○八巻政府委員 御指摘の通りに、それは二等兵、一等兵、上等兵、兵長といたしましてはそれぞれ階級に應じた仮定係給がきめられておつた、また公務扶助料もそれぞれ別でありました。しかしながら戦後の諸条件のもとで、公務扶助料、遺族の処遇を考へます場合に、そうした一連の兵の階級において差別をすることは好ましくないと申さうな考え方からこれを一本にいた、こういうふうな考え方を考へます。

○愛田委員 好ましくないと申すことは、恩給法の従来守つてきた階級的な、すなわちやめたときの職務に應じた恩給受給額、こういう建前からいつたら、これはもうすでに第一歩をくすした問題だと思つたのです。従つてもうその一角がくずれているのです。すなわち退職当時の係給を基礎にした恩給金額という建前がくずれておるので、これがくずれている以上は、今せつかく局長さんのおっしゃつた最低

保障とか、あるいは応召兵が一般に多い関係だといふようなお氣持があるならば、もう一歩前進して、せめて兵長辺りまで階級を整理する、あるいは少尉あたりまで整理するといふように、そういう階級差の圧縮というものは現在すでに一角がくずれている。これをとりでにして、そういうところへ進めていくという考え方は、私は、今まで法律の改正でとられた前例からいつても、またあなた方が今言われたような最低保障あるいは応召兵といふような心づかい、社会保障の性格を取り入れる意味からいつても許されるのじゃないかと思つたのですが、だから兵を整理したことも、これを兵長に持つていくことも、軍曹に持つていくことも、とにかく階級を整理するといふことが、恩給法上の退職当時の係給を基礎にした恩給金額といふ建前からいつても、どうしてもこれは一歩も前進できないといふようなきびしいものじゃないかと思つて、やろうと思へばできるんじゃないですか。

○八巻政府委員 それは考え方の違いと申さうな考え方、少くとも恩給法といふ一つの法律の上に乗つたといふいろいろな処遇を考へていくという立場からいたしまして、どうしても階級的な序列、こういうことに対してステイックしていくという立場があるわけがございませう。しかしながら一方において、兵のところは一本にしたのだから、伍長、軍曹、曹長くらいまでのところは一本にしたつていいんじゃないかと思つた。しかしながら今同とい

たところの、旧軍人の公務扶助料に関する問題が解消される、こういう見地に立つて行われたものでございます。

○愛田委員 これはこの前の議論の蒸し返しならぬようにと思つて、私は適慮しておたのでございませうが、結局そういうことになつてしまつたようでございます。私は議論の重複を避けまして、一つここで新しい問題を提供したいと思つて、この倍率問題に触れられておるからなかなか解決が困難なのであつて、階級差がある程度圧縮するような方法はとれなかつたか、たとえば先回の法律改正の際に、二等兵、一等兵、上等兵という兵の階級を整理して、兵長にまとめてしまつた。だから兵の級というものは結局兵長の階級にまとまつたわけですが、一、二等兵、上等兵というものを整理して、兵長に持つていったという先例もあることありますから、今度は兵の階級を整理して、下士官の一番下まで持つていくとかいうような、ある程度の階級差を圧縮する案をお立てになるべき筋合いのものではなかつたかと思つて、いかがでございませう。

○八巻政府委員 前回の二等兵から兵長までのグループを兵長まで格上げした、こういういきさつにつきましまして、いろいろな経緯がございまして、うなつたと思つて、下士官以上につきましまして、これは旧乗からそれ相當の階級差がございまして、下士官と兵を一本にするということにつきましまして、やはりそうした階級序列というものを全然無視してしまつたということになりまして、恩給法の体系というものが全体にくずれてくる、こういうふうな見地からやはりその兵と下士官とい

うもののランクというものについては、これは一本にするということについてはどうだろうか、こういう考え方で、そのニュアンスというものをある程度公務扶助料にも組み込んだ、こういうことが今回の立法措置でございませう。

○愛田委員 兵の階級を整理することは可能であるが、兵と下士官との階級をなくすることは恩給法の建前からいって困難であるというこの根拠がどうも私納得できないのです。兵は兵なりにやはり二等兵、一等兵、上等兵とあつたわけですが、これを兵長にまとめるといふこと、そのこともやはり今の局長さんの論法をもつてすれば、恩給法の建前の上からは問題じゃございませぬか。

○八巻政府委員 兵の階級におきましてこれを一本にした、これはあくまで、やはり一つの仮定係給というものをできるだけ下の者を上げるという一種の旧軍人恩給における最低保障と申しまししょうか、そうした意味のものをそこに織り込んで考えた、いろいろな公務扶助料を上げる場合の手法がございませうけれども、これは仮定係給を上げるという方法あるいは倍率を上げるといふ方法、いろいろございませう。ございませうけれども、これを一本の仮定係給に引き上げるといふことによりまして、そして公務扶助料の額を引き上げるといふ手法をとつたわけがございませう。この場合に二等兵も兵長もやはり同じような処遇を講じたい、こういうふうな気持から仮定係給を引き上げた、こういうことになつたわけなんです、ございませう。また一方におきまして、二等兵から兵長までというところは火

体応召兵という考え方できておりますので、やはりその一つのグループとして考へていいんじゃないか、こういう気持からこれは仮定係給一本にした、こういうことが正當づけられるんじゃないかと私は存じます。

○愛田委員 二等兵から兵長までは大體応召兵である、だからこのグループは一本にしはつてもよからうという御説もあつたようですが、そういう応召兵であるから一本にまとめるといふようなことを考へたり、あるいは最低保障をどこにしたりするからといふことを考へるといふそのことは、もう恩給法の建前からいつたら変則であるのじゃないですか。

○八巻政府委員 御指摘の通りに、それは二等兵、一等兵、上等兵、兵長といたしましてはそれぞれ階級に應じた仮定係給がきめられておつた、また公務扶助料もそれぞれ別でありました。しかしながら戦後の諸条件のもとで、公務扶助料、遺族の処遇を考へます場合に、そうした一連の兵の階級において差別をすることは好ましくないと申さうな考え方からこれを一本にいた、こういうふうな考え方を考へます。

○愛田委員 好ましくないと申すことは、恩給法の従来守つてきた階級的な、すなわちやめたときの職務に應じた恩給受給額、こういう建前からいつたら、これはもうすでに第一歩をくすした問題だと思つたのです。従つてもうその一角がくずれているのです。すなわち退職当時の係給を基礎にした恩給金額という建前がくずれておるので、これがくずれている以上は、今せつかく局長さんのおっしゃつた最低

保障とか、あるいは応召兵が一般に多い関係だといふようなお氣持があるならば、もう一歩前進して、せめて兵長辺りまで階級を整理する、あるいは少尉あたりまで整理するといふように、そういう階級差の圧縮というものは現在すでに一角がくずれている。これをとりでにして、そういうところへ進めていくという考え方は、私は、今まで法律の改正でとられた前例からいつても、またあなた方が今言われたような最低保障あるいは応召兵といふような心づかい、社会保障の性格を取り入れる意味からいつても許されるのじゃないかと思つたのですが、だから兵を整理したことも、これを兵長に持つていくことも、軍曹に持つていくことも、とにかく階級を整理するといふことが、恩給法上の退職当時の係給を基礎にした恩給金額といふ建前からいつても、どうしてもこれは一歩も前進できないといふようなきびしいものじゃないかと思つて、やろうと思へばできるんじゃないですか。

○八巻政府委員 それは考え方の違いと申さうな考え方、少くとも恩給法といふ一つの法律の上に乗つたといふいろいろな処遇を考へていくという立場からいたしまして、どうしても階級的な序列、こういうことに対してステイックしていくという立場があるわけがございませう。しかしながら一方において、兵のところは一本にしたのだから、伍長、軍曹、曹長くらいまでのところは一本にしたつていいんじゃないかと思つた。しかしながら今同とい

たところの、旧軍人の公務扶助料に関する問題が解消される、こういう見地に立つて行われたものでございます。

○愛田委員 これはこの前の議論の蒸し返しならぬようにと思つて、私は適慮しておたのでございませうが、結局そういうことになつてしまつたようでございます。私は議論の重複を避けまして、一つここで新しい問題を提供したいと思つて、この倍率問題に触れられておるからなかなか解決が困難なのであつて、階級差がある程度圧縮するような方法はとれなかつたか、たとえば先回の法律改正の際に、二等兵、一等兵、上等兵という兵の階級を整理して、兵長にまとめてしまつた。だから兵の級というものは結局兵長の階級にまとまつたわけですが、一、二等兵、上等兵というものを整理して、兵長に持つていったという先例もあることありますから、今度は兵の階級を整理して、下士官の一番下まで持つていくとかいうような、ある程度の階級差を圧縮する案をお立てになるべき筋合いのものではなかつたかと思つて、いかがでございませう。

○八巻政府委員 前回の二等兵から兵長までのグループを兵長まで格上げした、こういういきさつにつきましまして、いろいろな経緯がございまして、うなつたと思つて、下士官以上につきましまして、これは旧乗からそれ相當の階級差がございまして、下士官と兵を一本にするということにつきましまして、やはりそうした階級序列というものを全然無視してしまつたということになりまして、恩給法の体系というものが全体にくずれてくる、こういうふうな見地からやはりその兵と下士官とい

うもののランクというものについては、これは一本にするということについてはどうだろうか、こういう考え方で、そのニュアンスというものをある程度公務扶助料にも組み込んだ、こういうことが今回の立法措置でございませう。

○愛田委員 兵の階級を整理することは可能であるが、兵と下士官との階級をなくすることは恩給法の建前からいって困難であるというこの根拠がどうも私納得できないのです。兵は兵なりにやはり二等兵、一等兵、上等兵とあつたわけですが、これを兵長にまとめるといふこと、そのこともやはり今の局長さんの論法をもつてすれば、恩給法の建前の上からは問題じゃございませぬか。

○八巻政府委員 兵の階級におきましてこれを一本にした、これはあくまで、やはり一つの仮定係給というものをできるだけ下の者を上げるという一種の旧軍人恩給における最低保障と申しまししょうか、そうした意味のものをそこに織り込んで考えた、いろいろな公務扶助料を上げる場合の手法がございませうけれども、これは仮定係給を上げるという方法あるいは倍率を上げるといふ方法、いろいろございませう。ございませうけれども、これを一本の仮定係給に引き上げるといふことによりまして、そして公務扶助料の額を引き上げるといふ手法をとつたわけがございませう。この場合に二等兵も兵長もやはり同じような処遇を講じたい、こういうふうな気持から仮定係給を引き上げた、こういうことになつたわけなんです、ございませう。また一方におきまして、二等兵から兵長までというところは火

体応召兵という考え方できておりますので、やはりその一つのグループとして考へていいんじゃないか、こういう気持からこれは仮定係給一本にした、こういうことが正當づけられるんじゃないかと私は存じます。

○愛田委員 二等兵から兵長までは大體応召兵である、だからこのグループは一本にしはつてもよからうという御説もあつたようですが、そういう応召兵であるから一本にまとめるといふようなことを考へたり、あるいは最低保障をどこにしたりするからといふことを考へるといふそのことは、もう恩給法の建前からいつたら変則であるのじゃないですか。

○八巻政府委員 御指摘の通りに、それは二等兵、一等兵、上等兵、兵長といたしましてはそれぞれ階級に應じた仮定係給がきめられておつた、また公務扶助料もそれぞれ別でありました。しかしながら戦後の諸条件のもとで、公務扶助料、遺族の処遇を考へます場合に、そうした一連の兵の階級において差別をすることは好ましくないと申さうな考え方からこれを一本にいた、こういうふうな考え方を考へます。

○愛田委員 好ましくないと申すことは、恩給法の従来守つてきた階級的な、すなわちやめたときの職務に應じた恩給受給額、こういう建前からいつたら、これはもうすでに第一歩をくすした問題だと思つたのです。従つてもうその一角がくずれているのです。すなわち退職当時の係給を基礎にした恩給金額という建前がくずれておるので、これがくずれている以上は、今せつかく局長さんのおっしゃつた最低

保障とか、あるいは応召兵が一般に多い関係だといふようなお氣持があるならば、もう一歩前進して、せめて兵長辺りまで階級を整理する、あるいは少尉あたりまで整理するといふように、そういう階級差の圧縮というものは現在すでに一角がくずれている。これをとりでにして、そういうところへ進めていくという考え方は、私は、今まで法律の改正でとられた前例からいつても、またあなた方が今言われたような最低保障あるいは応召兵といふような心づかい、社会保障の性格を取り入れる意味からいつても許されるのじゃないかと思つたのですが、だから兵を整理したことも、これを兵長に持つていくことも、軍曹に持つていくことも、とにかく階級を整理するといふことが、恩給法上の退職当時の係給を基礎にした恩給金額といふ建前からいつても、どうしてもこれは一歩も前進できないといふようなきびしいものじゃないかと思つて、やろうと思へばできるんじゃないですか。

○八巻政府委員 それは考え方の違いと申さうな考え方、少くとも恩給法といふ一つの法律の上に乗つたといふいろいろな処遇を考へていくという立場からいたしまして、どうしても階級的な序列、こういうことに対してステイックしていくという立場があるわけがございませう。しかしながら一方において、兵のところは一本にしたのだから、伍長、軍曹、曹長くらいまでのところは一本にしたつていいんじゃないかと思つた。しかしながら今同とい

たところの、旧軍人の公務扶助料に関する問題が解消される、こういう見地に立つて行われたものでございます。

○愛田委員 これはこの前の議論の蒸し返しならぬようにと思つて、私は適慮しておたのでございませうが、結局そういうことになつてしまつたようでございます。私は議論の重複を避けまして、一つここで新しい問題を提供したいと思つて、この倍率問題に触れられておるからなかなか解決が困難なのであつて、階級差がある程度圧縮するような方法はとれなかつたか、たとえば先回の法律改正の際に、二等兵、一等兵、上等兵という兵の階級を整理して、兵長にまとめてしまつた。だから兵の級というものは結局兵長の階級にまとまつたわけですが、一、二等兵、上等兵というものを整理して、兵長に持つていったという先例もあることありますから、今度は兵の階級を整理して、下士官の一番下まで持つていくとかいうような、ある程度の階級差を圧縮する案をお立てになるべき筋合いのものではなかつたかと思つて、いかがでございませう。

○八巻政府委員 前回の二等兵から兵長までのグループを兵長まで格上げした、こういういきさつにつきましまして、いろいろな経緯がございまして、うなつたと思つて、下士官以上につきましまして、これは旧乗からそれ相當の階級差がございまして、下士官と兵を一本にするということにつきましまして、やはりそうした階級序列というものを全然無視してしまつたということになりまして、恩給法の体系というものが全体にくずれてくる、こういうふうな見地からやはりその兵と下士官とい

うもののランクというものについては、これは一本にするということについてはどうだろうか、こういう考え方で、そのニュアンスというものをある程度公務扶助料にも組み込んだ、こういうことが今回の立法措置でございませう。

○愛田委員 兵の階級を整理することは可能であるが、兵と下士官との階級をなくすることは恩給法の建前からいって困難であるというこの根拠がどうも私納得できないのです。兵は兵なりにやはり二等兵、一等兵、上等兵とあつたわけですが、これを兵長にまとめるといふこと、そのこともやはり今の局長さんの論法をもつてすれば、恩給法の建前の上からは問題じゃございませぬか。

○八巻政府委員 兵の階級におきましてこれを一本にした、これはあくまで、やはり一つの仮定係給というものをできるだけ下の者を上げるという一種の旧軍人恩給における最低保障と申しまししょうか、そうした意味のものをそこに織り込んで考えた、いろいろな公務扶助料を上げる場合の手法がございませうけれども、これは仮定係給を上げるという方法あるいは倍率を上げるといふ方法、いろいろございませう。ございませうけれども、これを一本の仮定係給に引き上げるといふことによりまして、そして公務扶助料の額を引き上げるといふ手法をとつたわけがございませう。この場合に二等兵も兵長もやはり同じような処遇を講じたい、こういうふうな気持から仮定係給を引き上げた、こういうことになつたわけなんです、ございませう。また一方におきまして、二等兵から兵長までというところは火

体応召兵という考え方できておりますので、やはりその一つのグループとして考へていいんじゃないか、こういう気持からこれは仮定係給一本にした、こういうことが正當づけられるんじゃないかと私は存じます。

い。やはり少くとも現在までの恩給法の考え方というもののレールに乗っかって、できるだけ現実的な要求に近寄らせるというところに努力して参りたい、こういうふうな考えております。

○愛田委員 今私たちが問題にしたいことは、その兵の場合に五万三千二百円、少尉が五万三千五百円、百円きざみでこういつている。この間一、二等兵が整理されたことを申し上げなかつたのですが、たつた百円の差をつけて、退職当時の俸給にある程度権威を持たしめようとしておられる。このことははなはださびしいお気持だと思つたのです。百円から二百円のことをあれこれ言われなくて、あっさり一番下の少尉くらいのところへ持つていかれる——すでに傷病恩給関係では、増加恩給部分については階級差を、将官、佐官、尉官、下士官、兵というように整理されておるのです。だんだん整理されておるのです。今回の改正部分についてはそういう階級差をなくしている。そういう取扱いがされている。もともと、嚴重に言えば、恩給法の建前からいへば、大佐の傷と中尉の傷は違わないはずで、この傷の部分に対するお手当の階級差は、今回の改正措置で全廃されておる。その点では非常に前進されている。だから扶助料においても、むしろこの際、下級の者をだんだん整理していくという、過去の一、二等兵、上等兵を整理した論法をもつて、さらに前進させるという配慮がなされるべきぢやなかつたのでしょうかね。これに固執されているのでしょうか、納得ができないのですが、どうですか、今松長官、私のこの考え方にはあなたは原則として御共鳴されませんか。

か。ね。

○今松政府委員 受田委員の御説の点につきましても、実は法律を作り出す過程におきましていろいろ論議をいたして参つたのであります。そして今のようなお説の方に進むことにつきましてもいろいろ論議をいたしました。今回は、今回提案いたしましたようなところでいくということにきまつたのであります。お説につきましてもあれわれも相当同感する点があつたのでありますけれども、今回はこういうような次第になつたわけでありまして、この点御了承願ひます。

○愛田委員 私はもうこの問題は一応そつとしておきますが、これは非常に大きな問題があるのです。その次に、これにも関連するわけですが、増加恩給受給者の平病死による扶助料というのがあるわけですね。この増加恩給をもらつていた人の場合の扶助料の年額の算定を見ますと、これは二十八年の法律改正のときに、この年額の考え方としては、扶助料の年額と大体同じ方法として計算をすることにもなつております。ところがこの倍率において差ができて、この倍率に公務扶助料の場合の倍率と、そうして増加恩給受給者の平病死による扶助料の倍率と、差がついておる。それから三十一一年の法律改正のときに、内地死没者に対するいわば大休六割に計算したあの倍率、この間においても差があるわけですね。それを見ても、増加恩給受給者の平病死の場合における扶助料は将官で二・八割、兵の場合で一九・九割で、これは内地死没者と同じ扶助料になつております。上の方へ行くと、差が出ておる。これはどうい

うところに原因があつたのでございましょうか。

○八巻政府委員 増加恩給を受けている人が平病死でなくなつたという場合におきまして、われわれそれを増加非公死と申しておりますが、その増加非公死扶助料の倍率と、今御指摘のありました特例扶助料の倍率、これは内地で主として在營中発病して死亡した軍人の遺族に対する扶助料との倍率の問題でございまして、これが将官のクラスで違つているのはどういふわけか、こういう御質問でございまして。これは増加非公死扶助料の全体の考え方は、昭和二十八年百五十五号のときには、公務扶助料の倍率というものを増加非公死扶助料の倍率にいたしました。ところが特例扶助料の方につきましては、考え方といたしましては、これは対象者がほとんど大部分の者が在營中の者でございまして、下士官、兵の方を対象にするものでございまして。従いましてそのクラスに対しては、同じように公務扶助料に対して七割五分というもので倍率を作つたわけにございまして、佐官、将官のクラスにおきましては、ほとんど実態的には対象者がなく、適用者がなく。しかしながら倍率は一本で上まで作らなければならぬ。また一方考えます場合に、特例扶助料に関する法律は議員提案でなすつたわけにございまして、その議員提案の特例扶助料に関する法律の考え方というものが、この倍率を作り出す場合も、上層下層という精神を取り入れまして、上の方は六割、下の方は七割五分というふうな傾斜を作つて、その倍率を作つたわけにございまして。そういうふうな

関係で、特例扶助料の将官クラスの倍率は、増加非公死扶助料の倍率よりも、上の方におきましては若干下つておる。こういう関係になつております。

それから、おそらくこういう点を御質問になつたと思ひますから、お答え申し上げておきますが、特例扶助料なり増加非公死扶助料の倍率の改正に、今回公務扶助料の倍率の改正に伴つて改まつておられるけれども、その改め方についての御質問があつたと思ひますので、その点を御説明申し上げます。今回兵の階級におきまして三・五・五割と公務扶助料はその倍率を作つたわけにございまして。それに対して増加非公死扶助料なり、特例扶助料の倍率というものを作ります場合に、やはり同じように一万二千円ベース四割というものが、一万五千円ベースにおける三・五・五割であるというところから考えまして、一万二千円ベース四割当時の増加非公死扶助料の倍率というものは、二四割でありましたので、二四割の倍率というものが、一万五千円ベースにおける二・一・三割になるというふうな考え方から、三・五・五割に見合うところの増加非公死扶助料、あるいは特例扶助料の倍率というものは、二・一・三割でよろしいというふうな考え方をいたしました。

○愛田委員 今増加非公死の場合の上

の方はそのままにして、下の方だけ引き上げるという措置を同時にとられることになつたわけにございましてか。

○八巻政府委員 今回の改正におきましては、尉官以上につきましては、公務扶助料におきましても倍率は変わりません。従いまして増加非公死扶助料につきましても倍率は変らないわけにございまして。

○愛田委員 そうしますと、特例による内地死没者の上の方と、それから増加非公死の上の方との調整は、どういふ方法をもつて整理しようと思つておられるわけですか。

○八巻政府委員 今申し上げましたように、公務扶助料の倍率というものは、少尉以上は變つておりません。今回の改正法におきましても倍率はいじつておりません。従いましてそれに見合うところの特例扶助料なり、増加非公死扶助料なりにおける倍率というものは、やはり修正を必要としない、こういうことになつておるわけにございまして、御指摘の増加非公死——もともと議員提案の法案をお出しになつた、あの法案されたときの特例扶助料の倍率というものを、将官において特に増加非公死扶助料よりも低くつたということについての御指摘であるとすれば、それは先ほど申し上げましたように、実際的にはあの法律自身が、下士官、兵の在隊中のものを対象とすべきものであるという限りにおいては、ほとんど適用がないということと、また上層下層の精神を取り入れまして、そうして同じ公務扶助料に対する七割五分という傾斜でもつて、五分という倍率の違いでもつて、将官から下まで作らなかつたという関係上、増加非公死

扶助料の倍率と特例扶助料の倍率とは、上の方は違つておる、こういうことになつております。

○受田委員 私にはさらに次の問題として、今回の法改正の拠点となつた臨時恩給等調査会で答申された答申の内容に、ベース・アップが加えられておる。このベース・アップと公務扶助料との問題が重点的に取り扱われてきたのであります。ベース・アップに関する考

え方を一つお尋ねしてみたいと思つておる。恩給法上のベース・アップ、すなわち、恩給金額の改訂ということになるわけですが、この恩給金額の改訂は、新しい現職の公務員の給与ベースが上つていくに準じて、従来は一応これを改訂をしてきておるのであります。それは同時あるはずで、あるいは金額においても多少のハンデイはありまして、大休において並行的に追つかけてきておるわけですが、これを今回このベース・アップについて非常にきびしい処置がとられておるわけですが、

ありますが、この根拠はどういうところにあるのか、すなわち、現職の公務員に対して古い公務員は、現職の公務員の給与改訂に伴つて、別に恩給金額の改訂をする必要なしという根拠が、一応政府内部に考えられておるのか、あるいは政治的にはなるべくそれを歩調を合わせるようにすべきであるというように考えられておられるのか、そのいすれであるか、今回の改正案の御説明を願いたい。

○八巻政府委員 恩給というものが、老後の生活を支えていくための一つの保障であるという考え方からいきまして、退職後、生活水準なり物価水準が上つたということに伴ひまして、現在

受けておる年金の購買力というものが相対的に下つてくる、こういうことになりまして恩給制度の本旨にもとら

従ひましてこれは恩給受給者の側から恩給法上当然の権利として要求されるものではありませぬけれども、恩給本

来の趣旨からいって物価水準なりそうした生活水準に見合うところの給与に是正すべきであるというような考え方、これは政府として考えておるわけ

でありまして、また恩給調査会におきましてもその点は指摘されてきたわけでありまして、しかしながらそれはあくまでも財政の許す範囲内における政策的な考慮として行われるということでありまして、今回におきましても、昭和二十九年一月一日以降退職した人

つきましては、これは一万五千円ベースで恩給がついておる。そうしたベースからいいますと、また一万五千円ベースになつたという、こういう物価水準の上昇というものに伴ひまして、一万二千円ベース時代に退職した方々の恩給というものを直直していくという努力はしなければならぬわけでありまして、しかしながらこのことを考えます場合に、今回特に与えられたと申しましうか、一定の財源の中でできるだけの階級の人は厚くするといふうな考え方が強く打ち出されてお

○受田委員 そうしますと、上を薄く下を厚くするという考え方の理論的根拠をお尋ねしたいのでございますが、退職当時の俸給に見合う恩給金額という建前から言ふならば、これはやはりこの点においてもいわば社会保障的な性格がベース・アップの上にも考えられた、かように了承してよろしうござい

ますか。

○八巻政府委員 御指摘の通りさうした下の者になるだけ財源を向すというよ

うな意味、また一方におきまして社会政策的考慮というものをそこに扱つた、こういうことがいえると思つて

○受田委員 さしあたりこのベース・アップについては、本年十月から三十五年の六月まで六十五才までの人にはその半分を上げていくという措置がとられておるようです。この特別措置の六十五才という年齢は、最近社会保障制度審議会の答申の中の一つの構想の中にも、試案の中にも、六十五才から国民年金四万二千円というのを考えたいという年齢の基準が一つあるようござい

ます。この社会保障制度審議会の特別委員会の考え方を参考に六十五才という年齢が生まれたのでござい

ます。御趣旨の点がよくのみ込めさせんけれども、大体さうい

うわけだと思つております。

○受田委員 恩給法の上に六十才とか六十五才とかいう数字が最近現われたわけ

なわけです。今まではさういふ数字、年齢制限というものはなかつたわけ

です。六十五才未満の父母であつても遺族として恩給受給、扶助料受給権があつたわけ

です。それが最近六十才というものが生まれ、さらに今回六十五

才というものが生まれてきた。恩給法上

の一つの革命がここに行われたわけ

です。こういう革命的な規定が生まれたということについては、政府の恩給を

い現実なのであります。そこでこうした年令制限等がだんだん出てくるといふことは、政府がこれに対して旧套を墨守して新しい傾向を押しやうという動きが今はやまっています。現実を十分尊重するといふ方向へ変ってきたという点において私は大いに敬意を表したいと思ふのですけれども、しかしこの問題は一応ベース・アップの原則だけではつきりした線を考えておられないと——今回は政策的にこういふ形がとられた、しかしながら原則的に言うならばベース・アップというものは調査会の答申にあつたごとくに十分尊重しなければならぬという形のものでなければならぬと思ふのです。これはいかにお考えでしょうか。

○今松政府委員 恩給審議会の答申のありましたベース・アップの問題は、受田委員のお説の通り尊重すべきものと考えております。ただ今回の場合におきましては上級者に対してはベース・アップについて非常な制限をいたしました。これは特例なのであります。この特例は将来ともに守つていかなくちやならぬ特例ではないと私は考えております。

○要田委員 恩給改訂につきあるいは恩給費の増額についていろいろ批判があることは、結局軍人恩給に対して、いわゆる戦争に協力したような印象を与えている当時の現役軍人の恩給について、非常に厳しい世論の批判が加わつていふこと、大へんお気の毒ではありますけれども、そこに軍人恩給による亡國論というものも生まれてきておるわけなんです。そこで政策的な考え方から言うならば、なるべし国民の税金を公平に国民全体の福祉

のために分配するという建前からは、ある特定の人々だけに税の行方に重みがかれることには問題があると思ひますけれども、現在の公務員と過去の公務員の間に、物価指数とか、先ほど申された生活水準とかの変遷によつて移動があることはある程度考えなければならぬ。それはなぜかという点、物価がどんどん安くなった結果生活が非常に楽になり、公務員の給与を下げなければならぬという事例があるわけですね。これはすでに昭和五、六年ごろ官吏の減俸の勅令が出たこともあるわけでありまして、そういう場合もあり得る。そういう場合には、過去に退職した公務員の恩給金額が高いという印象を与える場合があるから、その過去の公務員の退職年金は非常に高いところに置かれて現在のものは低いということが起るわけですね。そういう場合を考えていくと、現在の物価水準、生活水準を尊重して適当なスライド制がとられるというところは、原則的に申し上げて大事な問題だと思ふのです。ここで一つお尋ねしておきたいのですが、将来非常に物価が下り生活が豊かになるといふときに、現在もらつていふ過去の公務員の恩給金額が現在の公務員に準じて引き下げられることは当然と考えられるか、これは既得権の侵害になるか、これも一つあわせて法理論的な御説明を願ひたいと思ひます。

○八巻政府委員 過去におきまして俸給の引き下げという事実はございませぬけれども、このときには俸給引き下げ後に退職した公務員に對しては、その退職当時の俸給を引き下げられなかつた時代の俸給に還元して恩給を計算するという措置が講ぜられたの

でありまして、今まで歴史的に見て参りまして、俸給が下つてそれが土台になつて恩給が給せられ、従つて前の俸給の高かつた時代にやめた人の恩給がよくなるからそれを引き下げなくちやならなかつたというふうな経験は全然ないのでございませぬ。将来におきまして、そういうふうな事態が来るということをご想定いたしました。そういうことを果して可能であるかどうかということにつきましては、すでに発生した財産権に對する引き下げということになりまして、それに対する正当な理由がそこに果してあるかどうかというふうなことを押り下げて考えませんと、にわかに結論が出ないと思ひます。

○要田委員 物価は常に上昇していき、生活水準は常に高まつていく、従つて公務員の給与は常に引き上げられていくものである、過去のいろいろな経緯から見てもさういふ方向をたどつておる、今後とも公務員の給与が下げられるということは今のところでは考えられないといふふうなお考えなんでしょうか。将来のことを想定できないといふ意味は、私の今指摘したような場合が、今のところでは考えられないといふ意味ですか。それとも、そういう場合をまだ想定して次の問題を考へるべきではないといふのですか。これは既得権侵害論という法理論の上からいつても、一応確かめておきたい問題ですから、そういう場合に恩給金額が引き下げられる場合は既得権侵害になるかならぬかという問題とあわせて、繰り返してお尋ねするようです。もう一度はつきりした答弁が願ひたい。

○八巻政府委員 私は、そういう事態が起きるであらうとかあるいは来るはずがないとかいふ意味で申し上げたのじゃございませぬ、ただそういう前例はございませぬので、それが既得権侵害になるかどうかということについては、確たるお答えができません。今直ちに私ここで法制的な見解を申し上げる自信はございませんので、いづれ法制局と相談しまして研究させていただきます。

○要田委員 この法律的解釈で法制局のどなたかによつて御足労願つておきたい。つまり既得権論で今からお尋ねしなければならぬことがありますが、ベース・アップ問題については、現在の公務員のベースが上げればなるべくこれに合つていこうといふ一応の政策的な原則はお持ちであるようです。従つて、今回四年間そのままに放置されてあつた過去の退職公務員の恩給金額の改訂を試みられるということについては、政策的にはうなずけることである。ただ財政上の理由で、現在の国家財政を見たとときにはなかなかむずかしいので遠慮すべきだといふ意見もあるし、またそれを一切切り詰めてやるべきであるといふ意見もあつてきていふわけですね。私たちが原則的にはベース・アップを否定しているわけじゃないのです。これは国の財政の問題とかね合せて見るといふことに結論がつくと思ふのです。

何回か変遷をしてきて、この変遷に伴う犠牲が今日の新旧退職公務員の問における恩給金額のアンバランスを生み出しておるわけですね。これは恩給法上の問題としては、解決がはなはだ困難であるといつて答申にも一言触れてはございませぬけれども、しかしながら、過去において三、四回という改訂措置が特にとられておることを見ると、そこに不均衡があることはもうはつきりしておる。現在のところでは原則的にはさうした制度の変遷による犠牲者にはさうした制度の変遷によるきりした信念を持つておられますか。いやさうでなくて、そういうものの不均衡は何かの方法で変えなければならぬといふお気持ちがございませぬか。

○八巻政府委員 ただいま御質問の点は、過去の任命給与制度といふものと現在の任命給与制度との違いから、そこにいろいろの恩給処遇上の違いというものが現われてきていふ、これを救済する何らかの方法はないだろうか、こういう点でございませぬ。いわゆる昭和二十三年六月三十日以前に退職した方とそれ以後に退職した方との不均衡の問題といふことの中心には、単なるベースの違いといふものほかに、さうした任命給与制度の違いに基づく違いがあるといふことは御指摘の通りでございます。たとえば端的に申し上げまして、小学校、中学校の教職員の給与制度といふものが、旧官吏俸給令があるいは任用令時代のそれと現在のそれが非常に急激な変化を遂げておるわけでありまして、さうした縦の系列だけをとり上げて考えますと、非常にアンバランスがあるといふふうにお考えられま

たので、特にこの前によつと指摘したのですけれども、給与制度とかあるいは公務員の任免制度とかいふものが、

すけれども、やはりあくまでも恩給は過去の秩序というものを尊重しなければならぬ、そしてまた同時に同じ恩給で同じ年限でやめた人は同じ恩給でなければならぬという考え方が一方にあるわけでございます。すなわち過去における教職員の方で府県庁の学務課長と同じ年限を勤め、そして同じ俸給でやめた、こういう場合には、その恩給はイコールであつてよろしいという考え方が一つあるわけでありませう。

教職員について前後を比較しました場合に、そうした給与制度なり任命制度が違つてきた、こういうような事柄の違ひを全部恩給で片づけるということになると、縦横の綱の目がくずれて非常に大きな問題になつてくるであらう、そういうような意味合いから、恩給等調査会におきましても、これは恩給法のワタの中になかなか取り扱へない問題であるというふうに一応結論が出ておるわけでございます。この問題につきましても、そうした方々に対するお気持ちの上で、戦後の同じ職につかれておる方々の処遇と引き比べて、待遇の悪いということに対する感じというものに対しては、まことに同感するのでございますけれども、これを直ちに恩給だけでもって解決するというところにありますと、恩給体系の上に非常に混乱が起きるといふことになりませうので、恩給の上における不均衡是正は、昭和二十七年の法律二百四十四号と昭和三十一年の百四十九号と二回行われまして大体これでもって一応終つておるのじやなからうか、こういうふうにお考へておるわけでありませう。

○受田委員 これは一つ別の問題を生

み出していることを、この前の時間に質問して申し上げたわけですが、非常に低いのが出ておる。今度考えられる国民年金にも当然ぬのが出ておるといふことをこの前指摘したわけですが、これから将来国民年金制をしこうという国策が一つあるのですから、なるべくその国策に従つて上を押さへ下を国民年金の水準に引き上げる。国民年金制がされて、その基準にも達しないような公務員を作るといふことになつてはなはだ気の毒だし、特に恩給をもらつてゐるがゆゑに生活保護の適用を受けてゐるがゆゑに生活保護の適用を受け

ることもできない、こういう人々の救済といふことを考へていくことが一つの現実の問題であるといふことをこの間指摘したのですが、それに対する御回答が十分なかつたわけですが、これは政府としても恩給という古い建前をいつまでもとり守るといふのでなくして、国民年金に移行した場合において、その国民年金とのバランスをどう考へていくか、バランスを全面的に考へるといふ問題は困難であるとして

も、ある基準にまで達しないようなものの水準を高めるといふ努力は、社会政策の上からも考へていかなければならぬ。一万円とか、今私の調査では九千幾らという扶助料をもらつておる人がおられます。これは数字の上で出ております。これは地方公務員です。また恩給金額においては一万五千円という公務員がおるわけなんです。そういう人々は恩給や扶助料をもらつてゐるから生活保護法の適用を受けることができな

くはない。むしろ扶助料を遠慮して生活保護法の適用を受けたらいいようなおじいさんやおばあさんがおる。これが今回の改正措置で忘れられておる。高

額所得制限とあわせて、そういう下を救うという問題を考慮する必要がなかつたかと思つたのですが、この問題はもう一度明解な答弁を願へませぬか。

○八巻政府委員 普通恩給なり普通扶助料を受けておる方で、古くやめられた方で、非常に低い恩給を受けておる方がおる、こういう問題でございますが、確かに私どもの恩給局の裁定におきましても、一万二千円ベースの時代の計算でございますけれども、三万円未満の普通恩給を受けておる方が約五千人ぐらゐるでございます。しかしながら今回の一万五千円ベースのベース・アップによりまして、その方々の八、九割は三万円以上の普通恩給を受けるものになるわけでございます。これよりもまたさらに下回つておる、こういう人たちの実態を考へてみますと、たとえば外地の植民地におきまして加算がついて恩給年限に達しておるといふような方々は、これは警察官であれば完全

の上り方もそうした長い在職を持った方よりも低いということもあり得るわけでございます。そういうふうないろいろな実態をよくながめてみまさんと、全部一本に合せることがいいかどうかといふことの結論は出て参らないのでございます。もちろん私が先ほど申し上げました数字は恩給局の裁定だけでございまして、府県知事の裁定の方は私ども統計上持つておりませんので、その分をこさいに調べまして、そうしてその実態についてある程度心証を得まさんと同じ短かい年限でも長い年限勤めたと同じように一律に支給することがいいかどうかといふことの判断がつかないわけでございます。実態を十分つかんだ上でいろいろと考へて参りたい。また一方におきまして、国民年金等の社会保障制度審議会におけるといふような報告も将来出て参るわけでございますので、そういうものにとらみ合せて将来検討を加へる性質のものではなからうかと考へております。

○受田委員 私はここでもう一つ高所得制限の問題に触れてみたい。恩給をもらつてゐる人が他に収入がある場合、五十万円以上の場合はその恩給金額の九万五千円を差し引いた残りにつき一割五分の所得制限をやつておるわけですが、こういう法律が一応できておる。百二十万円をこえて初めて三割という制限を受けておる。大体百二十万円も恩給以外の所得のある者に、なお恩給がたとえば三十万円あるとするならば、その基礎の九万五千円を除いた残り三割しか引かぬといふようなことは、これはあまりにも虫のいい話で、従つて百二十万円も年所得のあるような人は恩給は全部遠慮した

方が私はいいと思つたのです。こういうところに、つまり国家財政の全般の見地から考慮して、ベース・アップなどについては一応原則としてこれを認め、同時にそういう高所得者に対して大幅の所得制限をする、こういう格好をとつて初めて初めて国民は納得すると私は思う。だから私が今申し上げたように、七十、八十のおじいちゃん、おばあちゃんが一千万か二千万かの恩給や扶助料をもらつて、それをもらつてゐるがゆゑに生活保護法の対象にもしてもらへないといふこのきびしい現実を考へた場合、百万も二百万も年所得のある人が、なお依然として高額の恩給を別にもらつて、その大半をいただいておるような格好のこの規定というものは、これは私は政策的にいって十分検討を加へなければならぬ問題だと思つたのですが、この問題はいかがお考へてございませうか。

○今松政府委員 高所得者の恩給の制限の問題でございますが、受田委員のお説ももっともであります。私もど

といたしまして、今回の改正につきましても、従来最高三割であつたのを増加分については五割まで制限することにしたのであります。百二十万円以上の所得のある者に対して恩給を停止すべきでないか、こういう御議論に対しましては、将来の問題としてよく検討いたしてみたいと思つております。

○受田委員 一例を申し上げます。大蔵省の高給のお役人などがよく公団や公庫の総裁とか理事長とかいふ立場においでになられる。また各省にも、これは大蔵省ほど派手ではありませぬが、相次いでそういうところに行かれ



もはつきりした態度をお示しになつておられましたが、現行の制度で恩給法上のそうした民主化をはかる時期はもう一切過ぎたという考え、すなわち、現在の恩給法の制度の中へ、そういう次の制度が生まれる過程として、社会保障の性格を持つものを取り入れていくというこの考え方は、もうとる時期ではない、かように政府もお考えでございますか。

○今松政府委員 たいま私どもの考えております困家公務員の退職年金制度が、長い先に施行される場合には、今お話のような点も経過として考えなければならぬと思ひますが、私どもの考えといたしましては、近い将来そういうような制度をとりたい、こういうような考えでおりますので、もうここ半年か一年のことであると考へられますので、その間に今のような制度をとりまつかかりませつかという問題については、まだ私どもの考へがきまつておりませんが、近い将来、今のお話のような意味を含めた退職年金制度を政府の方で作ります、議会の御協賛を得たい、こういうように考へております。

○受田委員 今通算制度をもとにしてお尋ねしたのでございますが、もう一つ加算問題がある。この加算の方も、これは過去のもので、今は加算制度というものはないわけなんです、過去の加算が今日まだ禍根を残しておるわけです。この加算によって問題にされているのは、文官と武官で非常に開きがある。軍人の場合は、もと戦地で一年勤務すれば三年の加算がついて合計四年勤務したと同じことになって、三年戦地で勤務すると、十二年の恩給が

下士官以下ならもらえらるというように時代があつたわけですね。それがために、今日すでに終戦直後のあの勅令六十八号が二十一年に出るまで裁定を受けておつた人が、二十八年の法律改正のときに、既得権というやうな印象のもとに、恩給局においてはその人をみんな裁定してしまつたわけですね。そのときに未裁定であつた人が二十八年まで許されてないもので、そこで長く勤務した者が損をして、早く戻つておる者が得をしたというので、大きな紛争が起つてゐる。こういういにしへの制度がいつまでも尾を引くやうな形の問題は、どういふうにして解決されようとするのか、また加算制度で新しい裁定を受けてない人々には、若い人々が多いわけでございますけれども、若いから今は何も文句を言つていない。若いから今は何とか生活力があるというのでありましようが、それをやがて何とかしてくれという要望があるわけですね。しかしこれはたつた一年間で三年か四年勤務した恩給をもらおうというこの考え方には、私は問題があると思つてございまして、これをどういふうにして解決するかということになりますと、はつきりした政府の処理方針をおきめになつておかないと、いつまでも禍根は残ります。既裁定者と未裁定者、この数字とそれに伴う国家予算の算額、こういうものをお示しの上、一つこの問題の処理をどう考へておられるか、御答弁をこいねがたいと思ひます。

○八幡政府委員 加算の問題は御指摘の通り、すでに裁定を受けたものにつきましては、法律百五十五号におきましても、その権利を付与し、しからざるものにつきましてはこれを打ち切つた、こういうことになつたわけでございます。従ひましてその間の不均衡、恩給というワクの中での問題といたしましては、大きな不均衡を生じておるわけでございます。しかしながらもしも戦前と同じやうな加算制度を復活する、こういうことになりますと、その数も、大体それによつて普通恩給扶助料を受けるといふ該当者は七十五万人に上ります。そのうち、六十五万人といふものは四十五才未満の方々である。また五十二才といふものが七年未満の現在職年の方々である、こういうふうな関係がございまして、また一方これに要する費用も、今申し上げましたように、四十五才未満の方が多数でございますので、当面は予算がそれほど要りませつかけれども、後年度におきましては、ピーク時においては百数十億に上るわけでございます。こうした財政上の理由、あるいはその加算を実施した場合のそうした受給対象者の実態といふやうなものから考へまして、傷病者の問題であるとか、あるいは遺族の問題であるとかいふやうに、急を要する問題とは考へられないことからいたしまして、臨時恩給等調査会におきまして、今後の国民感情、財政事情を勘案した上で決定するべきものである、今回は見送りとするという結論を出されておるわけでございます。政府におきまして、この問題につきましてもは確かに恩給のワク内における一つの不均衡という問題として解決しなければならぬけれども、なかなかすぐには解決できない問題として残ると思ひますが、今回直ちに取上げてこれについて解決策を立てるといふところ

○受田委員 法制局も見ておられるのですが、これにあわせてお尋ねしたいのです。通算制度とか、加算制度、特に加算制度、戦地加算というやうなものを認めて、今新しく恩給をもらいたいというこの気持は、既得権を復活したという意味でない、すなわちすでに廃止された法律を、その往年の法律のある程度の精神を汲んで新しく立法措置をしたという昭和二十八年の法律百五十五号の考え方からいふならば、これは既得権を云々する問題ではない、かように法理論的には考へられはしませんか。

○野木政府委員 御質問の御趣旨を的確に把握し兼ねましたので、あるいは多少見当違いの答弁になるかもしれせんが、そのときはまたあらためて御答弁したいと思ひます。加算制度が占領中に廃止された。その廃止された今、新たに加算制度をとるか、とらぬか、とらぬかといふことを論ずるのは、法律上からいいますと別に既得権という問題ではなくて、新たに加算制度をとるかといふ立法政策の問題に尽きるのではないかと思ひます。

○受田委員 新しい立法政策という問題でございますが、ここでちよつと法制局の御見解を尋ねたい。昭和二十一年の勅令六十八号で一応廃止された恩給法、特にその恩給法の中に含まれておつた旧軍人、旧準軍人がさうな

○野木政府委員 潜在的権利と申しますか、一つの用語の問題といひますか、比喩的の言ひ方といひますか、そういう言葉を使つていたことも、速記録等に散見されておりますが、要するに俗にいう軍人恩給復活と申します

○野木政府委員 それに対してある程度の潜在的権利が考へられて、それを尊重して二十八年に復活したという見方をする人もあるわけですね。だからこの考え方ははつきりしておかなければならないのですが、潜在的な権利がそのまま残つておつたという、たとえば沖繩の潜在主権のごときものが残つておつたという考え方、この考え方の論拠といふものの中には、二十八年の法律ができたときに、ちよつと前のような格好でこれが承継されたやうに印象を受けているのでさうなつたと思つて、さういふ考え方を持つてゐる人々に対する法制局としての論駁の根拠を伺いたいと思ひます。

○野木政府委員 潜在的権利と申しますか、一つの用語の問題といひますか、比喩的の言ひ方といひますか、そういう言葉を使つていたことも、速記録等に散見されておりますが、要するに俗にいう軍人恩給復活と申します

○野木政府委員 潜在的権利と申しますか、一つの用語の問題といひますか、比喩的の言ひ方といひますか、そういう言葉を使つていたことも、速記録等に散見されておりますが、要するに俗にいう軍人恩給復活と申します

か、旧軍人に新たに恩給を給すること  
にしようという措置をとられましたと  
きにも、新たな措置といつても全然縁  
もゆかりもないところに措置をとると  
いうのではなく、やはり過去に一定の  
事実関係があった。それはすでに廃止  
されたから権利ではありませんが、一  
つの事実関係としては現にあった。そ  
ういう事実関係に着眼しつつ新たな措  
置をとっていく、そういう関係に出た  
ものと思えます。そうしてそういう事  
実関係に着眼したという点をとらえ  
て、あるいは比喩的と申しましょ  
うか、俗にわかりやすく潜在的権利とい  
うような、ああいう用語も出てきたの  
ではないかと存する次第であります。

○受田委員 ここ問題になるのは軍  
人恩給の恩給受給権者だけでございま  
して、文官の方はそのまま続いできた  
わけです。そこで文官はずっと続いた  
というので、その後問題が非常に紛糾  
してきています。従ってここで  
既得権の問題についてもう一つ明らか  
にしてお話を進めておきたいのです  
が、軍人の恩給というものは、これは  
新しい権利がここへ法律上認められた  
ことになるので、それは昔の制度を尊  
重しなくて、新しい観点からこれを考  
えてもいいということになるならば、  
恩給法を文官と武官に分離して、文官  
は現在の公務員の系列に入る、たとえ  
ば今度政府が考えている国家公務員選  
職年金制度というふうなものへ流し込  
むというふうな、そういう考え方を立  
てるのができますかどうか。そうし  
て旧軍人関係のものは別にして、さら  
に公務扶助料の関係のものは別にす  
る、こういうふうな取扱いで、ここで

恩給法を分断するということが、現実  
の問題としては非常に大事な問題に  
なってきたのではないかと思います  
が、文武官を分離するというこの考え  
方は、すでに恩給法が一本軍人の恩  
給を廃止しておるのだという意味から  
いったならば、系列を文官は文官同  
士、軍人は軍人として、これを一郭に  
しまっておくという考え方は考え方と  
して成立するかどうか、法制局の御見  
解を伺いたい。

○野木政府委員 憲法に抵触しない限  
り、その範囲でいろいろの立法政策を  
取り得るものであると存じます。従い  
まして、いわゆる俗に言う軍人恩給制  
度復活と申しますか、普通の旧軍人の  
恩給についても新たな措置をとりまし  
たにございまして、私當時具体的に  
はあまり関係はしませんでした。今か  
ら考えますれば、立法の方針といたし  
ましては、恩給法の改正とか、あるい  
は附則であらう措置をとらないで、  
別に旧軍人恩給法というものを作っ  
て、既得権といいますが、たとえば軍  
人についても増加恩給というものは一  
時残っていたわけですから、そういう  
意味で旧軍人の増加恩給というふうな  
ものは、やっぱり既得権になっており  
ますから、そういうものを替えない  
で、しかもそれ以外の恩給を新しく支  
給するという方途を、旧軍人の増加恩  
給の部分と合せて別個の法律にする  
ということも、法律的可能性から言え  
ば可能な考え方はなかったかと存じま  
す。ただそれは立法政策として当、不  
当、それから立法技術的にどっちが有  
利だというふうないろいろな問題はあ  
りますが、可能性の議論から言え  
ば、当時としてそれは不可能ではなかつた

と思えますから、現在におきまして  
も、これを旧軍人の恩給と文官関係の  
恩給とを分けてやるということ、法  
律的に見て全然不可能、全然成り立つ  
余地はないということは必ずしも言え  
ないのではないかと存する次第であり  
ます。要するに立法政策の問題であ  
ることは立法技術の問題、そういう点から  
まってくるのではないかと存する次第  
であります。

○受田委員 憲法第二十九条に財産権  
の規定があるわけですが、その第一項  
には財産権不可侵の原則があり、また  
第二項には「財産権の内容は、公共の  
福祉に適合するやうに」云々、第三項  
には「私有財産は、正当な補償の下  
に、これを公共のために用ひることが  
できる」という規定があります。この規定  
からいって、すでに恩給法上権利を得  
た者に対して、公共の福祉に適合する  
やうにこれを法律で定めることができ  
る場合、及び正当な補償をもってこれ  
を公共の福祉に用いる場合、この考え  
方についてお尋ねしたいのです。たと  
えば公共の福祉というふうなものに用  
いられている人々のうちで、特に加算制  
度の問題があるとするならば、過去に  
おいて三年の加算を認めて、ようやく  
にして恩給受給権の発生したような人  
は、やめてもらって、新しい人とのバラ  
ンスをとるというふうなことをどうい  
う形でとつたらいいか、これは一つの  
問題の解決の方法に、つまり加算年を  
別に、実在職年をもつて新しい時  
代は恩給法を考えているのですから、  
古い部分のものはこの際その分を別に  
考えたいという考え方もあってす  
ば、私の今言うたような議論が成り立

つのですが、この場合にこの二十九条  
の第二項をどう解釈していったらいい  
かお尋ねしたいのです。

○野木政府委員 憲法二十九条はいろ  
いろむずかしい規定になっておるわけ  
でありまして、御指摘の加算年を適  
用して恩給権を取得しておる者、そ  
ういう者の権利を奪つて他の者にその金  
を回そうというふうな意味で、加算年  
によって取得した恩給権者の既得恩給  
を剥奪することが、果してその公共の  
福祉上の要請といふことでできるかど  
うかという点につきましては、私ど  
も、憲法二十九条の規定はいわゆる金  
銭債権については適用になる場合が非  
常にむずかしいのではないだろうか、  
非常に少ないのではないだろうか、存  
する次第であります。普通の動産とか、  
不動産とかいうものについては、ある  
程度適用が考えられますが、金銭債権  
といふと、公共の福祉に従つてそれ  
を制限しても、逆に一方に補償とい  
う問題が生じてきますから、それを  
また金銭で補償するということになる  
と、あまり意味がないんじゃないかとい  
うことになりまして、御指摘のよう  
なものも今の憲法のもとにおいては非  
常に困難、むしろ通常の場合について言  
えば不可能ではないか、そういうふう  
に存する次第であります。

て、公共の福祉に従つてその内容を  
支払い態様を要請するといふような場  
合が、公共の福祉上の要請があるとい  
うような場合には多少あり得ると思  
います。しかしながらそれも結局補償の  
問題が起ると思ひますから、果してど  
の程度実績が上ることになる  
か、これは実際問題を考えて、金銭  
債権については、二十九条二項とい  
うものについて考えていく余地は少  
いのではないと思ひます。

○受田委員 今のなし得る場合とい  
うのは、たとえば今申し上げたような  
各般の制度を次の問題と合致させるた  
めに、新しい権利のために古い権利を  
さいて——その人が四十五になつて弱  
年停止が解けたピーク時においては百  
五十億の予算が要る関係で、加算を認  
めて恩給を出すということになると大  
へんだというので、それは公共の福祉  
のために、現在加算をつけてもらつて  
いる人に遠慮してもらおうというよう  
な措置がとりたいたい場合、これは  
非常にむずかしいわけですが、できな  
いということですか。何かの方法、た  
とえばそういう人に対して一時的な打  
ち切り補償の公債を出すとかいうよう  
なことをやって、これを処理するとい  
うような考え方は、どういふ場合に  
に、たとえば全体の問題でなくて、そ  
ういふ部分的な問題について、恩給制  
度の上のごく一部のバランス、均衡を  
保つための特別措置としてやろうとい  
うような場合、可能性がないかどう  
か。

○野木政府委員 恩給の内部におきま  
して、恩給に予定している金が、たと  
えばこれだけしかないというふうな場

合に、一方の既存の権利を削って他方に回すという事は、今の憲法上ではむずかしいのではないかと存する次第であります。

○受田委員 午前中の質問を終わりたいと思うのですけれども、第三項にある私有財産のこの規定ですね。この正当な補償の規定ですが、恩給受給権というものは、この既存権利として持っている権利というものは私有財産と認めることができませんか。

○野木政府委員 受給権の発生した後恩給権は、もちろん私有財産に属すると思いません。

○受田委員 そうしますと、今動産とか不動産の場合は簡単に解決する、しかし金銭債権であるから非常にむずかしいのだというお言葉であります、それを分離して考えるということが憲法の解釈として正しいかどうか。金銭債権の場合は、正当な補償でやろうとすれば、たとえば公債でこれにかえよう、現金を公債にかえるというふうなことは、支払いの態様が違わうけれども、この第三項の規定に合致する場合がありますので、あり得るのではありませんか。そういう考え方を成立させることができるのではありませんか。

○野木政府委員 もちろん財産権の中には不動産、動産、債権、ことに金銭債権が含まれることはもちろんであります。しかしそれそれ経理の特質とかによって憲法二十九条の適用の仕方が、おのずから差異と申しましようか、内在的な制限と申しましようか、そういうようなものを受ける。またそういうふうなことを受けるのは当然だと思えます。従いまして二十九条三項によりまして、金銭債権を採用する。

そのために補償する、補償として公債をあげるということも理論としては、観念的にはあるいは考えられるかも知れませんが、しかし保障というものは結局通常の場合には、最後には金銭で補償するというのが近代法の原則になるわけでありまして、しかも補償は正当な補償でなければなりませんので、金銭債権についていいますと、どうしても等価という事になります。その公債の内容が金銭債権と全く等価値というふうな公債を考えなければなりません。そうなりますと、果して実際に意味があるかどうか、実益があるかどうかという事を考えますと、一体どういふ実益があるだろうかという点に疑問が持てるわけがあります。

○受田委員 時間がないのでこれで質問を終りますが、先ほどちょっとお尋ねしてあなたのおいでを待ったのですが、恩給をもらっている人が高額の所得のある場合、それに対して所得制限があるわけですか。その規定があるわけなんです。たとえば百二十万円以上の年所得のある人が別に恩給をもらった場合には、九万五千円をこえた部分に対して三割税金を取られているのですから、そのような取り方ではなまぬぬいから、月に十万円も取るような収入のある人は、恩給などは問題にならぬわけですから、全部でももぎ取るような規定を作ってもいいと思ふのですけれども、それを割合を多くすることになると、これはやはり既得権侵害ということになるかどうか。

○野木政府委員 御指摘の点につきましては、将来給与需要の発生するものにつきまして、そういう措置をとることとは可能なことと存しますが、すでに給与需要が発生して、具体的に恩給権を取得しておる者について、現在行われております高額の制限の率を高める。従ってたとえば恩給権者が恩給のほかに毎年同じ利子所得があるとすれば、恩給のほうの手取額が減るといふような関係になる場合がありますので、それはやはり憲法上問題になると存じます。

○受田委員 これは大へん大事なことろなんです。今恩給と別に莫大な収入があつて暮している人が、恩給を別に取っているわけですか。恩給だけをたよりにして、それだけを唯一のかたにして生きておる人と、別に収入がある人と同じような形に事実上取り扱われておるのですから、これをこの際収入の低い方には恩給の部分は御遠慮していただくという措置をわれわれはとるべきじゃないか。その際に憲法上の、いわゆる既得権として認められたこの財産権を、傷つけないようにしてやるといふことはなかなか容易でないのです。二項、三項の規定を用いてこれが取り扱われるならば、この場合非常に簡単に、自民党の諸君も共鳴しておられるので処理できるという段階にまできておるのです。切実に自民党の内部に意見が盛り上つておるのです。憲法上の解釈によつてこれが押えられておるといふことをわれわれは悲しんでおるのですが、一つ憲法の番人としてのあなたの方の法的解釈論で、われわれの方に有利な御研究をしていただけませんか。私は午後までに御研究を願うことにして、午前中はこれで終ります。

○福永委員長 中川君に特に関連質疑を許します。簡潔に願います。

○中川委員 法制局が来ておられますから、今度の恩給法の改正で、倍率の問題が是正されたことは御承知の通り。たとえば文官の四十割取つておった人が三十五・五割に引き下げられたわけですね。しかし引き下げられたといふよりも、給与ベースが一万二千円から一万五千円ベースに改訂されたから、取得するところの恩給額には別に支障はない、同じことになるわけですね。従つて憲法二十九条の違反にはならないだろうと思ふのです。金額が違ってはいないから……しかし四十割から三十五・五割に下げられたという倍率の問題だけを考えた場合にこれは不利益になると思ふのだが、どうですか。ベースの問題は別として考えた場合に、法制局はこれに對するどういふお考えを持っておられますか。

○野木政府委員 恩給を論ずる場合には、結局金銭債権としての額を考へていくのが中心になると存じます。その点から考へてみますと、先生も御存じのように別にさほど不利益にはなっていないと思ひます。しかしながら利益、不利益を論ずるには、何を基準にして論ずるかという点が問題でありまして、ただ率だけを抽象的に取り上げていくと、四〇%が三五・五%になるという事は、だれが見てもそこだけを取り上げてみれば、おそらく不利益という言葉を使得るとは存じます。しかしそこだけ抽象して議論しても、あまり実益がないのではないかと存する次第であります。

○中川委員 そういふ解釈も成り立つだろうと思ふのです。しかし実際問題として、ベースはアップされたけれども倍率を下げられた、従つて恩給金額というものは一銭も上つていない。ベースアップしたといつてもベースアップされた恩給には一つも浴していないじゃないか、こういうことが言えるわけですね。そういうふうな点から考へたならば、四十割を三五・五割に下げられたといふことは、非常な不利益だといふふうに解釈できませんか。

○野木政府委員 利益、不利益を論ずるには、先ほど申しましたように、何を基準として考へるかという点でありまして、基準の取り方によつては、いろいろ考へ方もあると存じますが、今ここで論ずる上において、一番実益のある問題点といたしましては、実際に得る額だということになると存じます。そういう点から論じますと、必ずしも不利益になるものではない、そう言わざるを得ないと存じます。そして御指摘のような結果になっておりますが、これはやはり一つの立法政策の問題でありまして、そういうふうな立法政策からそういうことになつたわけでありまして、これは必ずしも今言つたように憲法上の問題になるといふことはありません。ただそういう立法政策が、果してとるべからざるかという点は、まさに先生初め国会の方で論議していただく、そういうことになるとは存じません。

○中川委員 何を基準にしてとるかという点になると、やはり取得する恩給の金額ということが中心になるだろうと思ひます。しかし私はそればかりをとるべきではないと思ふ。倍率とい

うものが厳存しておるのですから、やはり倍率も加味して考えらるべきものだらうと思う。せつかく一万五千円ベースにアップされましたも、倍率が従来四十割でありますならば、五万三千二百円にとどまらぬで六万円になるわけなんです。すべてを包含して考えた場合に、ただパーセンテージの点において不利益であるかあるいは不利益でないかという事は、今の倍率だけでは、たとえ一〇〇のうちに二〇%だけは不利益だとか、あるいは八〇%は不利益でないかという事は論じられると思うが、倍率を下げられたことが一つも不利益でないという議論は成り立たないと思うのです。この点どうですか。多少は不利益であるという事を感じないですか。

○野木政府委員 今申し上げたように、何を基準にして利益、不利益を考へるかという点から申しますと、別に今まで比べて、恩給権者が今度の措置によって特に不利益になったという事は言えないのではないかと存じます。ただ、倍率を従前通り維持すべきだ、倍率の変更は許されない、従ってベースが上れば当然上るべきだ、そういうふうにお考えになつておられる人から見ると、おれは当然上るべきだったのに上らなかつた、倍率さえ変更なければ上つていたんだ、そういう観点から見るとおれは何だか不利益になつたというふうな感じを抱く人もあるいはあるかも知れませんが、それは法律論から言いますと問題にならないのではないかと存する次第であります。

○中川委員 法律論から言つて問題になりませんか。私は、実は法律論から言つたら問題になるというふうな解釈

しておる。それはむしろ今の、何を基準にして利益、不利益を考へるかという事が問題だと思ひます。内容の点においてどちらにウェートを置くかといへば、それはむしろ今あなたの言われるように、取得する金額が変らなければという事であるから、私はその方面にウェートを置くべきだと思ひます。しかし倍率の面については全然勘案する必要がないという事については私は異議がある。その証拠には、倍率が下げられなかつたらおれは六万円も下げるんだ、それが、倍率を下げられたために五万三千二百円になつたんだというので、現に不平を述べておられる人もある。これは自分らの不利益からそういう議論を述べる者が生じてくるのだらうと思ひます。だから法律論から考へたならば、法は不利益に遡及せずという原則にもとるものではないかと思ひます。これ以上立ち入つてなにする事は差し控えますけれども、もう一度伺ひたい。

○野木政府委員 先生がしばしばおっしゃる通りに、純粋冷やかに法律的に考へますと、倍率は金額を算定するプロセスにおける一つの手段である、やはり一番大事なものは最後に出てくる金額であるということになるのであります。が、感情的には、御指摘のように、自分は倍率が下つたために不利益になつたというように感ずる人もあるという事は、事実の問題としてはあるいは否定できないとは存じます。しかしながら、あくまでも倍率というものはそれ自体に果して憲法で保障するといつたような絶対的の価値があるかどうかと申しますと、私どもの考へていくところにおきましては、法律的に冷

やかに見ますと、先ほども申しましたように、恩給金額を計算していく上の一つの手段でありますので、利益、不利益を法律的に論ずる上におきましては必ずしもそこに重点を置くべきものではないと存する次第であります。

○福永委員長 先般の中川君の発言と関連いたしました、今松総務長官より発言を求められておりますので、これを許します。今松総務長官。

○今松政府委員 前回の委員会で中川委員から御質問のありました、国会議員で普通恩給受給者についての御質問に對してお答えいたします。

ただいま申し上げたことは、議員の略歴によつて恩給に關係があらうと思われままする方々を調べたものであつて、若干調査漏れがあるかもしれませんで、その点は御了承願ひたいと存じます。

普通恩給の裁定を受けておられる方は、衆議院議員に六十七名、参議院議員に七十五名ございます。このほか歴任から見ますと恩給を受けておられると思われままするが、知事の裁定であるために確認できない方が、衆議院に十三名、参議院に十二名あるかと考へられます。

この恩給受給者の方々の大體の出身別を御参考に申し上げますと、旧内務省關係が四十九名、農林、商工關係が二十四名、大藏關係が十七名、外務省關係が十二名、その他各省の關係の方が三十三名、旧軍人の方が七名と存せられます。それからこの普通恩給の年額を退職時の官職の区分によつて見ますと、國務大臣であつた方が年額約三十五万九千円ないし四十万円程度でございます。

政務次官、参事官、内閣書記官長等の方が約十七万円から三十三万円、事務次官の方が年額約二十万円から二十二万円程度でございます。また各省の外局の長官、こういう方の恩給は十八万円から二十三万円程度でございます。それから局長の恩給は、だいたい下りまして、大體十四万円程度であります。知事、警視總監の方は大體十五万円から三十万円程度でございます。私もその一人でございますが、私の恩給は二十万七千四百円でございます。それから副知事その他の都道府県の職員の方は、大體十三万円から十八万円程度、大公使が約二十三万円前後でございます。それから各省の参事官、事務官、技官、教官等の方は十二万円から多い方は二十万円程度、旧軍人の方は、よくわかりませんが、大體わかつておられるのは十二万円から十八万円程度でございます。それから国鉄その他の公社に勤めておられた方が約三十万円から三十五万円程度、こういう額が恩給本来の年額でございます。総理大臣をしておられます岸総理の恩給は三十七万円程度と思われまます。

若年停止、高額所得者に対する停止、また現に閣務大臣、政務次官、内閣及び総理府の長官及び副長官、こういうふうなものに就職しておられます者については、恩給は停止になっておりますが、議員の方は、先ほどからお話のありました高額所得者につきましては大體三割の停止になっております。なお、今回の改正法におきましては、恩給の停止額を最高三割でありましたものを五割にしておるわけでございます。

大體右で御了承願ひます。

○福永委員長 ただいまの発言に関連いたしました、高橋君が質疑をいたしたということでございますから、特にこれを許します。高橋君。

○高橋(等)委員 ただいまの今松長官の御発言に関連しまして、一言政府の御見解を承わつておきたいと思ひます。

国会議員の在職中で、恩給の受給をされておられる人が相当あるということでございますが、当委員会におきましても、どうもそれは不当なんじゃないか、国会議員が国民の税金を二重取りしておるのじゃないかというのに類似した御意見もちらほら承わつたのでございます。そこで、もしそうであると思へば、これは一日もゆるがせにしておくべき問題じゃないので、もちろん恩給というものを停止するのが当然だと思ひます。しかしながら、もしそうでないと思へば、これは国民に誤解を与え、また国会議員自体の名誉に関する問題であると思ひます。そこで、政府はその点についてどう御見解を持っておられるか、この際明らかにしていただきたいと思います。

○今松政府委員 国会議員で、恩給を持つておられて国会に出でられる方が、先ほど申し上げましたように、相当数がございます。しかしこの恩給権は、多年官吏もしくは公務員であつた方々が、その退職に當つて国家から与えられたる権利でありますので、これを受けられることは当然であつて、国会議員に就任されても、当然これが停止されるべきものでないことはもちろんでございます。また先ほど申しましたように、高額の所得者がその恩給額のある程度が停止になっておるの

は、これは恩給法による結果でありまして、これもまた当然であると考えるのであります。従いまして、問々世間で申されております国会議員が恩給をもらつておる場合には、国会議員になつたならば、これを停止すべきではないか、こういう御議論もございませぬが、これは今の法制上からいへば、私は間違つた議論であると思つて、ただ将来の問題といたしまして、もしも国会議員が、これは一種の國家公務員でございませぬから、これと普通の公務員との関係が通算をされるような法律でも出ましたような場合には、国会議員になられた間は恩給を停止して、おやめになつたときにこれを通算する、こういうようなことも考えられるのでございませぬが、現在の法制上といたしましては、今のようないつて、国会議員になつたがゆゑに当然恩給が停止されるというところはあり得ない、こういうふうなことでございませぬ。

午後三時十四分開議  
○福永委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。質疑を続行いたします。受田新吉君。  
○受田委員 法制局がおいでの間にいま一つ財産権の問題をお尋ねしておきたいと思つて。

一たび既得権益を獲得すると、その権利を剝奪することが容易でないというところは、憲法の規定でもはっきりしておるわけでございます。従つて権利

取得する前に十分検討をして、なるべくあとに厄介なことが残らないようにという配慮が、今回の法律改正にもなされております。しかし一方で一応筋の通つた権利の設定ということを抜きにいたしますと、恩給法のようななかなかこんな法律になりませぬと、その民主化ということがはかられないというおそれもあるわけでございます。従つて既得権として将来厄介にならないような形で民主的な規定をどんどん設けていき、これに伴う金銭給付がされるように配慮していくということを、私は是非でもこの法律の進歩の上から考へていかなければならないと思つて、そこでたとへばベース・アップといふような金額の改訂をする大事な問題について、法律の上で、次の公務員の給与が改訂された場合には、これは文官の場合に申し上げておるわけですが、当然退職した公務員にもこれが及ぶといふような規定を掲げることが、これはその法律によつて既得権が発生するといふ意味になるか、あるいはそのものが法律技術上よろしくないといふふうな考えられるか、これをお答え願ひたいと思つて。

○野木政府委員 問題は、そういう考へを立法の上で実現していく際に、特にどういふ規定の仕方をとるかということに一つはかかつておると存じます。一般の公務員の給与のベースが上ればそれに伴つて、その規定によつて、すでに既得権になつておる恩給の方も、額の計算の手続はあるいは必要になるかもしれないと思つて、上つていくといふような立て方の法律にしてしまへば、それは一つの既得権

になるのではないかと存せられますが、そうではなくて、給与ベースが上つた場合には一々措置をして、その措置によつて初めて権利がふえるといふような立て方ならば、既得権のものにはならないのではなからうかと存する次第であります。

○受田委員 非常にわかりにくい御説明ですが、法律の上で、公務員の給与が改訂されるにスライドして恩給金額も改訂されるというふうな書き方になると、既得権といふことになるということでございますか。

○野木政府委員 それによつて当然、何の措置も要することなく、ただ確認行為的なものは必要かもしれませぬが、当然上つてしまふといふことになると、既得権のものになるのではなからうかと一応考えられます。

○受田委員 そういうことを法律に規定すること、すなわち、まだ将来上るか上らぬかわからぬわけですが、給与が改訂される場合には当然これに伴つて恩給金額も改訂されるということを書くと自身が、法律技術上において問題になることはありませぬか。

○野木政府委員 恩給権をすでに得ておる人は、長年の間に権利が徐々に発生してきていますから、非常に千差万別でありまして、果して抽象的なそういう規定によつてうまく技術的にずつと計算できるかどうか、そういう点では、実際担当している恩給局の方に意見を聞いていただいた方が正確になると存じます。どうも技術的に非常に困難な点があるのではないかと、そういう点はまずまず先に考えられる次第であります。

○八巻政府委員 そういうような方式

が技術的に可能かどうかというお尋ねですが、一がいベース・アップといひましても、一万円のものが一万二千円になる、一万五千円になるといふふうには、一つの俸給が必ず一対一の態様で切りかわつていくということが明白な場合はよろしうございませぬが、俸給の体系が非常に入り組んで變つてきた場合も総称してベース・アップといふようなこともございませぬ。従つて給与体系の變り方において、ベース・アップといふものはいろいろな態様をとるものでございまして、その場合には必ずしも技術的にうまいといふとは限りませぬ。非常に単純化された場合には、あるいは技術的にうまいといふことが可能であるとも考えられますけれども、あらゆる場合に当てはめて考へて、技術的にそう簡単にいかどうかといふことは、ちよつとただいまのところ疑問に思つております。

○受田委員 もう一つ既得権の問題でお尋ねしたいのですが、恩給納金の制度があるわけですね。この恩給納金の制度で、現在の公務員の中では防衛庁の職員のうち自衛官は恩給納金をしなくても済むことになつておる。この恩給納金をしなくても済む自衛官に対して、新しく恩給納金を作るという場合には、今まで納金をしなくても済んだ者から納金を取つていくということになると、恩給金額を改めるかどうか、あるいは既得権の侵害になるかどうか。

○野木政府委員 自衛官につきましてもまだ恩給納金の給与事由が発生しないので、一つの権利というように、むしろ将来一定の条件ができたならばそういう権利が生ずるかもしれない、一つの地位と申しましようか、そういうよ

うなものでありませぬから、現在の自衛官について恩給納金制度がないのを新しく作るということは、直ちに財産権侵害とかんたかといふ問題に抵触するかどうか、それはむしろ立法政策の問題になる、そういうふうな存する次第であります。

○受田委員 立法政策ということになりますとどういふことになりませぬか。今あなたが御指摘になつたように、自衛官の中にまだ恩給をもらつておる人がいる、いないということであつて、現に自衛官をやめれば前にやつておつた期間を通算して恩給をもらう人もできておるわけですから、そういう意味から言つたならば、将来の問題でなく、現実恩給を受ける対象になる人々であります。それに新しく納金を納める制度を作ることが財産権侵害になるか知らぬかといふことなんです。

○野木政府委員 あるいは質問を正確に受け取らないで答弁したかと存じますが、御質問の要旨は、自衛官ですでに退職して給与事由が発生して現に恩給をもらつておる、しかしながら在任中は別に恩給納金をしてないから、そういう自衛官から今後さかのぼつて恩給納金を取る、そういう御趣旨でありますとすれば、これは非常に問題だと存する次第であります。

○受田委員 これは今すぐやめたら恩給受給権が発生する人ですね。そういう人が前にさかのぼつてでなくて、これから勤務期間中における恩給納金を新たに法律で定められる場合を一つお尋ねしてみたいと思つて。

○野木政府委員 現に在職中で今すぐやめれば恩給をもらえる、しかしまだやめないでおる、そういう者について

将来恩給納金をさせるのはどうかという点につきましては、まだやめていませんから恩給権というものは具体的に発生しておりません。従いまして立法の不当という点には相当問題があると思いますが、憲法論的には私のたゞの考えではおそらく可能ではなからうかと存する次第であります。

○受田委員 いま一つ、若年停止で恩給を今一部停止されているという人が、さらに若年停止の引き上げをされて、恩給を受けるに至る期間が延長されたという場合、現在の形で行くならば当然四十五才で恩給になる者が今度法律改正でたとえ五十五才までに延長されたという場合に、その四十五才まではなれば金額もらえるという一つの期待といふべきものだと思うのですが、それが侵害することができませんか。

○野木政府委員 若年停止によって停止せられている恩給は単なる期待権とは違ひまして、すでに具体的に権利が発生しておいて、何才までそれが停止されているというだけのことであつて権利としてはすでに発生しておるのでありますから、その四十五才までのものを五十五才に延ばすという点はやはり憲法上問題があるのではないかと存する次第でございます。

○受田委員 四十五才まででまだ期間もある、現在は受けていない、しかし四十五才になったらもらへるといふのは、もうすでに権利が取得せられていゝのだという見方ですね。期待権でなく、取得した権利だ……。

○野木政府委員 さようでございませう。

○受田委員 そうしますと、若年停止

をだんだん引き上げて五十五才から六十才あるいは六十五才と延長することによってすでにそれよりも低いところで若年停止を約束されている人々は、その法律改正で既得した権利というようにみなされるものは絶対に侵害されない、かように了解してよろしゅうございませう。

○野木政府委員 現在の恩給法のもとにおいて既得権になつて、しかも若年停止で何才までは停止されているという者につきましては、今後の恩給法の改正によって四十五才を五十五才にする、五十五才を何才に引き上げていくということはやはり工合が悪いと思ひます。ただ今後恩給権を発生する者についてそういう措置をとることはもちろん可能だと存じます。

○受田委員 そうしますと、たとえば四十五才で若年停止の一部を解除された、現行法によると四十五才で半額になる、五十五才から三割引です、こういうことになつては、それが五十五才から半額、五十五才から三割引というやうな形に法律を改正する場合、すなわちその若年停止によって停止される率が変わる場合も既得権侵害ということになりませんか。

○野木政府委員 今の恩給法の建前で申しますと、若年停止というものは権利はすでに発生しておいて、何才までは幾ら何才以上は幾ら、そういうやうな権利がすでに発生しており、その権利がすでに発生しておき、その権利を不利に變更するといふことはやはり問題になるのではなからうかと思ひます。

○受田委員 今度改正された六十五才という暫定措置のこの年令は、大体二年間この年令が制限されるわけでございますが、大体六十才というものが、養老年金の世界各國の共通の平均点に當つておると思ひます。それを六十五才という年令をつけたことは、これはもともとして六十才として法律案を提出すべきところを、財政上の理由で六十五才というやうな形にしたという場合に、その六十五才を二年後に六十才に引き下げるといふときに、その二年分の六十五才で規定された恩給受給権というものは、これを二年前にさかのほつて六十才でこれを支給するように改めようとする場合に、法律的にこれが過去にさかのほつて年令制限を撤廃するということが可能であるかどうか、これをちよつとお伺ひいたします。

○八巻政府委員 今回の増額措置は六十五才以上の上の老齢者に初年度から満の方には、これをしばらく二年ばかり遠慮していただいて、三十五年の七月から増額する、こういうことにしてあるわけですが、今のお尋ねはおそらく、二年たつて財政事情が許せば、その増額措置というものは、当然六十才にして、現在これ六十才である分についてはさかのほつて増額部分を支給したらどうかあるいは支給することができるとかという問題だと思ひます。これは権利を与えることではございませぬから、そのときにおける財政なり諸般の事情が、よろしい、そういうことがいゝのだということになれば、これは許せると思ひます。

○受田委員 そうなれば、財政上の理由で権利の設定が自由に調節される、こういうことになつておると思ひます。

す。従つて現在は三百億の予算の配分をどうするかというところに、政府は非常に苦勞されたと思ふ。恩給亡國論に対する批判にも、適当にこれをそらしていかねばならぬし、それからといって、公務扶助料の倍率を願わくば遺族の要望される四〇割に近いものにしたといふやうな御配慮もあつたと思ひます。従つてこの恩給法の考へておるところの退職時の俸給、それから職年、こういうやうなものを財政上の理由によって自由に調整するといふ融通性が、今度の法律案の中にはつきり拜見できるのです。そういうことになりまして、一べん権利を設けておくとあとから融通がつかなくなるので、なるべくそこをあとから言ひのがれができるやうにといふので、非常に幅広く措置をされるということが、今回の改正の一つの目的であつたと了解してよろしゅうございませう。

○八巻政府委員 今回の措置が、つまり既得権を設定しないといふことを頭に入れながら、できるだけレベルを詰めておけば、将来上、現在上げておくと、これはもう将来の権利というものを永久に約束してしまふことになりまして、またそれを落すことができない、従つてそれをセーブしておいたのじゃないかという御質問だと思ひます。逆に見ますと、セーブしておけば、これはだんだんはね返つてふくらむ可能性を持つものだらう、こういう御質問だらうと思ひます。この点は先ほど総務長官からもお答え申し上げましたように、ベース・アップの問題にいたしまして、恩給の本質的な問題といつておきまして、それが物価水準に見合

わなないといふやうな場合に、それをある程度手直ししていくといふことが、恩給の本質にかなるものであるといふ意味からいたしまして、諸般の事情が許せば、できるだけそうしたことでは全般的に考慮していくのが当然でございませぬけれども、先ほど来申し上げましたやうに財政事情その他社会政策的な考慮を加へまして、現在こうなつておるので受田先生の御指摘のやうに、将来ふくらませるといふ意図のもとに現在押えたのだといふふうには、端的には考へておらないのであります。

○受田委員 調査会の答申をもとにしてこの案を作られたか、あるいは社会保障制度審議会の意見というものを参考にしてこの案を作られたか、根本にさかのぼる問題でございますが、政府の御所見を伺ひたいと思ひます。

○八巻政府委員 基本的な考へ方は、これは臨時恩給等調査会の考へ方に倣ひないと思ひます。ただ現実の適用の仕方、それを實現していく措置といつたしましては、各般の状況をにらみ合せ、そして今までのやうな全面的なベース・アップといふやうなことはとらなかつた、こういうことでございます。

○受田委員 答申の骨子は、ベース・アップの方についてはこれは一応肯定しておるわけですが、ただ若年停止年令の引き上げといふやうなことが考慮されるべきであるといふことであつたのでございませぬが、六十五才といふところまで引き上げようといふやうな意味にはなつていなかつたと思ひます。いかがでございますか。

○八巻政府委員 若年停止といふ問題と、今御指摘の六十五才、これはおそ

らく受田先生ですから混同されておられないと思いますが、今回の措置において、プラス・アルファと申しましようか、増額される分について、六十五才以上の方について初年度からこれを増額する、その増額分だけについての措置でございまして、年令制限措置は、全体の恩給年額そのものに対しての若年停止の強化ではございせんから、その点はおもひ混同されておらないと思ひますけれども、そういう意味で厳密な制度としての意味における若年停止ではございせん。すなわち、増額分に対する措置として、六十五才以上の方については初年度から、六十才以上六十五才未満の方については昭和三十五年七月から、こういうふうな規定したわけでございせん。

○受田委員 それもこの増額分に対して年令制限を加えるということ、これは恩給金額の本質的若年停止と相匹敵する部分があるわけです。それは新たに設定される権利の分を年令制限をするのですから……従つてその新たに設定される部分が、若年停止が一部解除される人々にとっては、六十五才まではもう全部その期間中においては増額分については停止されるのです。これは明らかに年令的な制限規定があるわけです。従つてこれは若年停止年令の引き上げとか、その他の増額部分に対する分についても、参考にした答申の内容だと思つてございせんが、それを六十五才という年令に考えられたということは、これは破格の御考慮であつた、こう思つてです。答申のような年令は、たとい増加部分にせよ

出てこなかつたと思ひ思つてです。少くとも六十才という年令がぎりぎりであつたと思つては、いかがでせうか。

○八巻政府委員 御指摘の通り、ベイス・アップによりますところの増額措置は、昭和三十五年七月から原則として未亡人、遺児、傷病者その他につきましては六十才以上の方について増額する、こういう措置をきめたわけですから、それに対する特例的な措置として、一歩前進して初年度から増額分をさしあたり支給するのは、そのうちでも六十五才以上の高齢者に対して二年だけ早くそれを実施する、こういうことだけでございせん。

○受田委員 この際文官と武官を分離してベイス・アップを考慮するという道はなかつたでしょうか。

○八巻政府委員 現在の恩給法の上での扱いをいたしましては、文武官とも國家の使用人として、長年勤務したその永年勤続に対する退職後の給与という考へ方で、變つておりません。そういうような意味におきまして特に今回の増額におきまして、普通恩給、普通扶助料というものを格別に差別を軍人と文官というものを格別に差別をつける、こういうことをやらなかつたわけではございせん。

○受田委員 軍人の場合は二十一年に一度権利が消滅しているのです。だから昔からあるということではございせんが、これはすでに七年間というものは権利がなくなつてはいるのです。だから文武官を同じに見るといふのは、その点からも問題があるのぢやないか。

○八巻政府委員 その点は現在の軍人に関する恩給制度というものが昭和二

十八年の法律百五十五号で分轄いたしました場合に、この恩給制度のルールの上に於て問題を解決することが、これら旧軍人に対する処遇上最も必要であるという考へ方から、法律百五十五号が再出されたわけでございせんが、そういたしました軍人と文官というものの扱いを特に区別して考へるといふことはなかなかむずかしい問題だらう、こう思つております。

○受田委員 新しく総理府が考へておられる國家公務員退職年金法案の中には、旧文官を新しいこの年金法の中へ吸収する道があるとお考へでありましようか。

○八巻政府委員 新しい退職年金制度、すなわち現在在職しておる公務員が退職した場合の退職給与制度というもののルールの上で、文官の恩給制度を乗せるか乗せないかという問題でございせんが、もうすでに退職して、恩給法上給与事由の発生したものであるわけです。従つて旧恩給法上一べん退職いたしました、またさらに新退職年金制度の上における公務員に再就職しているような場合において、いろいろな問題はあつたと思ひます。そういうような意味で、溶け込むと申しますれば溶け込むのでございせんが、またすでに発生した権利につきましては、恩給法がなお従前の例によるという形を生きて、この法律的問題にかかわつてくると思つております。

○受田委員 法律の技術によつて恩給の適用を受ける、すでに退職した公務員を新しい年金制度の法律の上に乗せることが可能でありますかどうかをお尋ねしておるわけです。可能でないことはないので。

○八巻政府委員 新退職年金制度の上に乗せると申します場合に、どういう意味なのかいろいろ分析して考へないとわからないのですが……

○受田委員 おわかりにならぬというのではどうも御答弁できないからちよつと説明します。ただいま経過措置として進行中の恩給受給権を期待してゐる人々の問題は、経過措置でできる。それからすでに恩給法上で文官の恩給を受けている人を、既得権者として、その金額をそのままにして、新しい國家公務員退職年金法のワケ内にこれを入れるわけでは、そういうことができ

る可能性があるかどうか。

○野本政府委員 憲法上の問題といたしまして、既得権を害しないという原則が守られれば、その憲法上の要請は一応満たされます。あとは立法政策の問題でありまして、技術的にいってどういうような手当をしたら、どうなるか、これは非常に具体的にいろいろの場合を考へてみなければならぬのであります。またそれが可能にしても、果してそれが妥当であるかどうかという問題がいろいろありまして、実は私まだ当面その責任者でありませんで、具体的にまだその問題を突つ込んで考へたことはありませんから、きょうは的確な答弁をちよつといたしかねますが、技術的に全然不可能かどうかという点、あるいは今言つた既得権を害しないという点が保障されれば、可能であるという結論が出来ますが、ただ果してそこまでする必要があるかどうか、妥当かどうかというよう

なそういうような立法政策上の問題はいろいろありましよう。また技術的問題もなおいろいろ検討してみなければならぬと思ひます。

○受田委員 従来でありまして、文官と武官の恩給法は別々の二本建てでおつたのを一本にした問題もあるわけですが、そういうふうな、歴史的に見ても、その性格を異にするものを一本にまとめる配慮がされてゐる。今度の場合、この恩給システムと保険システムで、相違点はありません、しかし既得権利をそのままの形で新しい制度に吸収するということは、これは公務員の体系を一本にする上において大事なことぢやないかと思ふ。古い公務員は恩給法で、ちよつと古色蒼然たる牙城に閉じこもり、新しい人は新鮮な感覚で新しい制度の中に入れられる。しかし古い籠城しておつた人も、また新しい制度の中にもちよつと足を踏み込めば新しい制度でいさされる、こういうことになるよりは、もうはつきりと、古い新しいの区別なく、公務員というものは、いわゆる文官としての筋の通つた人々に対しては、一本の法律の中へまとめて、御隠居さんではあつても、新しい制度でこれを守つてやろうという形のものを持つていけば、退職年金制度としてはこれは筋が通つていくと私は思つてゐる。それが法律上の技術的な問題として非常に困難であるというなら別です。ただ世論その他を考へたときに、旧文官が依然として恩給の制約の中で呻吟するといふよりも、新鮮な家屋の中に入つて、新しい公務員と、先輩後輩の別はあろうといふのではないですか。

○今松政府委員 今恩給権の発生して  
いる文官の方々を、将来考えられるべき  
退職年金法との間に溶け込ますべき  
ではないかという御意見は、非常に傾  
聴すべき御意見と思いますが、まだそ  
こまでわれわれの方の検討が進んでお  
りませんので、十分一つ検討してみ  
ていきたいと思っております。

○受田委員 そこでお話を進めて、そ  
れに関連して大蔵省の御意見を伺いた  
いことがあるのですが、大蔵省が考  
えておられる共済組合方式というも  
のはどういふ利点を持っておられるか  
と。総理府が考えておられる国家  
公務員退職年金制度と大蔵省の考える  
共済組合方式とおの長所、短所が  
ある。その利害得失を一つこれから検  
討してみたいと思う。大蔵省側の見解  
である共済組合方式の長所として指摘  
せられるものはどこであるかを御示し  
願いたいと思っております。

○岸本政府委員 今回国会に御提案申  
し上げております共済組合法案でござ  
います。これは経営主体が国でなく  
て特殊法人である共済組合であるとい  
う点で、恩給と相相違するわけでござ  
います。どちらがすぐれておるかどう  
かという問題でござりますが、便利、  
不利というようなことを離れまして、  
理論的に、共済組合がいいのか、国が  
いいのか、こういうものの考え方があ  
ろうと思っております。これは結局年金の性格  
によるのだらうと私もまず第一に考  
えるわけであります。たとえば現在の  
恩給のように、国の給与という色彩の  
強い年金の場合には、給与主体が国に  
なる、これは当然考えられることであ  
ります。ところが共済組合の年金にな  
りますと、これは国の給与という考え

ではないわけでありまして、使用者で  
ある国と被使用者である公務員とが互  
いに費用を折半負担する、そしてそ  
の金を積み立てて年金を支給する。い  
わば費用折半負担方式でありまして  
から、国から給与するという意味の年  
金ではない。そういう年金の根本的性  
格から言いますと、それは国が運営の  
主体になる必要があるかという点、必  
ずしも私はそうは考えません。むしろ  
沿革的に見まして、こうした折半負担  
の年金方式は、わが国は共済組合が主  
体となつてやっております。その  
意味で共済組合をそのまま存続させて  
いった方がむしろすなわちである、か  
よりに考えておられるわけでありま  
す。これは根本的な考えでござりますが、あと  
長くなりましてよろしくございま  
し

もう一つは、国の年金制度とする  
という場合、つまり国がするといふ場合  
の退職年金は、おそらく折半負担でな  
く国の給与負担であるという御前提が  
あるかと思っております。そうであ  
らうかと申しておりますが、そうで  
なく折半負担であるといふふうにい  
ました場合、これは公務員制度の一  
環にはならぬじゃないか、国の人事制  
度に役立たぬじゃないか、こういう御  
疑念もあるわけでありまして、しかし  
私も必ずしもそうも考えておりませ  
んで、国が従来のように給与する年金  
でなければ公務員が喜んでもらって  
いけない、従つて働かないとまでは極言  
できないと思つておられます。共  
済組合の年金制度にいたしまして、  
やはり公務員によく働いてもらつて、公  
務の能率的運営に資する、こういう目  
的に向つて発達して参つております。  
国が雇用主として適正な保護監督を加

え、内容も絶えず改善をはかることを  
やつて参りますれば、これはやはり人  
事制度の有力機関である点は間違ひな  
いわけでございます。共済組合にはう  
り出しておつて、公務員は勝手にや  
れ、国は知らぬのだ、こういうもので  
はもちろぬなと思つております。私  
もそういう意味から申しまして、私  
も必ずしも、国の折半負担の年金で  
ある場合には、共済組合の年金を国の  
年金制度にまでもする必要はない、か  
よりに考えております。

さらに第三点といたしまして、折半  
負担の年金はそれはそれでよろしい、  
しかしそれでも国営にしたいらいいじ  
やないか、こういう御議論の中にはあ  
るわけであります。その場合に、どう  
して国営にしなければいかぬかといふ  
ことを申しますと、いろいろ論点が考  
えられますが、一つには年金制度を保護  
監督を十分にやつていこう、国が自  
分の手で運営していく年金制度なら  
そう運営も乱れないで全うにいこう  
か、こういう考え方もあります。もう  
一つは、年金の積立金を特別会計で保  
管いたしました。その資金を確実に運  
営しようという点が第二番の考え方で  
あると思つております。第三点は、非  
常に政策的な問題になります。第三  
点、非常に巨額に達して参ります積  
立金、これを国の政策目的に運用して  
いくことができる。ちよと厚生年金  
特別会計の資金が、すべての資金運用  
部の預託に運用されておると同じ意味  
的に使つていける、公務員のものも政策目  
的により使つていける、こういう考  
えもありまして、こうした三点がおお  
く折半負担の年金であつてもなお  
かつ国営にしないといふ議論だと思

ます。  
しかしその場合にも、最初に申しま  
した年金制度の保護監督を十分に行  
う、あるいは年金積立金特別会計で確  
実に運営する。この二点は国が擔つて  
いったからといって、必ずしもそう  
なるといふことも言えないわけであ  
ります。この点は共済組合の方式、特  
殊法人にいたさせましても、国が法律  
で厳重なワクを定めまして適正な監督  
を加えていけば目的は達せられるわけ  
であります。むしろ問題は積立金を政策  
目的に使つたらどうかという問題の方  
にいかかと思つております。これもや  
はり積立金の規制方法を政令か何かで用途  
を規制すればいいわけでありま  
す。現在の共済組合の積立金はすべて大蔵省  
合でありまして、それで使途は規制  
してあります。そういう意味で保護  
監督とか、確実に資金を運用する  
か、そういう問題につきましても、  
ひつきやう程度の差と申しますか、要  
するにやり方の問題であります。国  
に持つていったらどうかといふ点  
は必ずしもそうはいかない。それは過去  
いろいろな特別会計の実情なんかを御  
承知だと思つております。そういう問題  
があるわけでありまして。

さらに第四番目に、それでは積極  
的にそうした折半負担の年金制度にし  
た場合に、これを特別会計にしたらむ  
しろもつと困る問題があるわけであ  
ります。と申しますのは、積立  
金の運用問題であります。積立金を  
特別会計に入れますと、国庫金とい  
ふ一つの色がつかつておられます。国  
のお金ということになるわけであり  
ます。そうなりますと、国庫金の福祉事業  
に還元という問題が非常にむずかしく

なつてくる。病院建設というよう  
な一般公衆にも役立つようなものへの福祉  
還元でありましたら、世間的にも成  
立つこととあります。しかし国庫金を  
さらに組合員の個々の生活需要に  
貸付金に使うとか、あるいは生活必  
需品の売買資金に回すとか、こうい  
うことになりますと、おそらく国庫金の  
性格を相当はみ出てきます。そんな  
ほかの国庫金もいろいろ使わせて  
くれという議論に発展して参ります。そ  
ういふ意味で積立金を国庫金にする  
という問題は、特別会計で福祉事業を  
とめること、現在福祉事業をとめる  
こと、公務員の生活にとつてこれはな  
かなか大へんな問題であります。そ  
ういふ意味で、年金といふものを折  
半負担の退職年金にいたしました  
場合には、国よりはむしろ共済組合  
の方が理屈も通り便宜でもある。私  
どもはかように考へるわけであり  
ます。もちろん将来公務員の退職  
年金はなお御検討に相なるわけ  
であります。退職年金といふ  
給とは言いません。退職年金とい  
ふことも、給与部門の多い――名  
前は思つていく、これは当然のこと  
であると思つております。この辺は  
新しくできる退職年金の性格を  
一体どこに置くかという点によつ  
て、根本的に考え方が違つてく  
るものだと思います。

○受田委員 一応共済組合方式の  
性格を御説明いただいたのでありま  
すけれども、ここで一つ問題になる  
のは、今の管理のもとに置く場合  
と組合の管理のもとに置く場合と  
組合の管理のもとに置く場合とい  
う場合に、国の運営の場合にお  
いては、特にその積立金が何らか  
の形で国庫金

に還元という問題が非常にむずかしく  
なつてくる。病院建設というよう  
な一般公衆にも役立つようなものへの福祉  
還元でありましたら、世間的にも成  
立つこととあります。しかし国庫金を  
さらに組合員の個々の生活需要に  
貸付金に使うとか、あるいは生活必  
需品の売買資金に回すとか、こうい  
うことになりますと、おそらく国庫金の  
性格を相当はみ出てきます。そんな  
ほかの国庫金もいろいろ使わせて  
くれという議論に発展して参ります。そ  
ういふ意味で積立金を国庫金にする  
という問題は、特別会計で福祉事業を  
とめること、現在福祉事業をとめる  
こと、公務員の生活にとつてこれはな  
かなか大へんな問題であります。そ  
ういふ意味で、年金といふものを折  
半負担の退職年金にいたしました  
場合には、国よりはむしろ共済組合  
の方が理屈も通り便宜でもある。私  
どもはかように考へるわけであり  
ます。もちろん将来公務員の退職  
年金はなお御検討に相なるわけ  
であります。退職年金といふ  
給とは言いません。退職年金とい  
ふことも、給与部門の多い――名  
前は思つていく、これは当然のこと  
であると思つております。この辺は  
新しくできる退職年金の性格を  
一体どこに置くかという点によつ  
て、根本的に考え方が違つてく  
るものだと思います。

という形のものでなければならぬが、そうなると思ひ方が非常に窮屈になる。組合管掌方式でやるならば組合員の生活そのものにこれを持ち込んで問題にならぬという、つまり積立金の運営の面で非常に融通がつかうというお話があったわけでありませう。それで、これ一つお尋ねしてみたいのですけれども、今積立金の運営は常到大蔵省が省令をもってこれを管理しておる、監督しておる。従つてそれから逸脱する心配はないとお言葉があつたわけでありませう。しかし大蔵省合という事になると、大蔵省が独自の見解をもって規則を定めることになりまして、国全体の問題としての論議の対象外に置かれるおそれがあると思ひます。もちろん組合員が参加して運営をするわけでございますので、組合員の自主性、民主性というふうなものを尊重する点においては、非常に融通がつかうといふかと思ひますが、先回の委員会で尋ねたように、国全体の問題として考へるときに、とかく牙城に立てこもる、狭い社会にこれがとられるおそれはないか。またその経理面などにおいても、いわゆる年金保険というものの性格からいって、あまり規模が小さいところでは、そこで非常に行き詰まりを来たしやすかといふ採算上の問題なども起つてくるかと思ひますが、そういう場合に、大きな組織といへば連合会ですが、今各省の間にまたがっている連合会のようなものを、もつと規模を固めて運営させるとかいうような方法をとりぬと、そうした運営面における赤字を作り出す心配はないかといふような問題があるかと思ひます。そう

いふふうなものの解決のめどがついておりませうか。

○岸本政府委員 今回の共済組合法案によりまして積立金の管理形式が的確にいくかどうかのお尋ねだと思ひますが、一つには、今度のは五現業と一般非現業の雇用人、これだけで共済組合システムを行うわけでありませうが、その分の積立金は本来の法律の上からはすべて原則として連合会に持つていくという組織になっております。ただ造幣、印刷、アルコール、郵政というふうな、過去において積立金の独立運用を行なつておりましたところは、さし当り現状を尊重して参らざるを得ない、かように考へております。法の建前としては、将来連合会に一括加入して危険分散をはかる、こういう考へ方をしております。

第二段に、それではこの単独共済組合の連合会に集まった資金の運用はどういうふうなことを考へておるかというところでございませうが、この組合の積立金余剰金の運用は、まず政令で基本的な原則をきめるというのが、今度の共済組合法案にもはっきり明記してございませう。ただいままでのような大蔵省令で単独にきめませう、政令で定めるといふことにいたしてございませう。またその政令を定めます場合には、新設の国家公務員共済組合審査会という三者構成の機関も考へておられますが、そういう方面からの種々の御意見も拝聴した上で政令をきめていくということに相なろうかと思ひます。さらにその組合資金の運用割合、その下の実行段階の問題につきましても、たとえばその会計事務を扱う者の責任をどうするかとか、あるいは出納事務をどうするかとか、こうしたこまかい問題になりますと、その政令より下の大蔵省令できめて参りたい、かように考へております。

かとか、こうしたこまかい問題になりますと、その政令より下の大蔵省令できめて参りたい、かように考へております。

○受田委員 積立金の運用が乱に流れるのではないかと御心配もございませうが、今度の法案では従前と異なりまして、組合あるいは連合会の事務を扱つておられます職員、この監督を強化いたしましたして、大体公務員に近いような性質を持つ職員である、またその規律違反、職務上の義務違反につきましては、罰則規定を作るとかいうふうなことにいたしまして、その資金運用の面で乱に流れないような措置は十分考へておられます。

○受田委員 積立金の運用というものが一番妙味のあるところなので、これは組合員にしても、自分が出した金の行方をはつきりつかみたい、それがまた自分の方へ返つてくることを希望するわけですね。政府もまたそれに対して積み立ててあげておられるわけですね、この組合員と政府の両方から積み立てたものが福利厚生の方へ返つてくるというところに一応妙味があると思ひますけれども、これらの積立金の運用その他については、実際に大蔵省として、今まで共済組合がやってきた経理の内容といふようなものについて、それぞれの利原別の中身をわれわれ伺いたいと思ひますが、そうした利原別の中身を拝見する方法がございませうか。

○岸本政府委員 積立金の運用状況につきましては、先般受田委員からも御注文がございまして、一度資料をお手元にお届けいたしましたあれにございませうが、共済組合年報というものが毎年出ております。毎月出ております事業月報をまた年報がまとめて一回出しておりますが、その中にこまかく出してございませう。

○受田委員 あの中で利原別のものを拝見しようとするとなかなかむずかしいと思つたのですが、それをちよつと説明願ひたいのです。

○岸本政府委員 恐縮ですが、利原別と申しますと……

○受田委員 それぞれの利益の原因別です。

○岸本政府委員 つまり積立金がありませうと、そのうち貸付金がどうか、有価証券がどうか、そういう問題でございませうか。

○受田委員 そうです。

○岸本政府委員 現在連合会を組織いたしております非現業の共済組合については、三十二年十月末の総資産が九十二億でございます。そのうち福祉事業に運用されておられますのは、五〇兆の四十七億でございます。その四十七億の内訳を申し上げますと、病院、診療所に対する投下資本が十八億、保健所、宿泊所等、アフター・ケアの施設がございませうが、これに対して約七億でございます。それから組合員の緊急の生活の必要に應ずるための貸付をいろいろやってございませうが、それが二十億であります。あとこまかいところでは住宅建設に四千四百万出てございませう。合せまして約四十七億程度が福祉事業に還元されておられます。なお単独の組合が最大のものは郵政省でございませうが、郵政省の組合の資産総額は百三十五億でございませう。そのうち福祉事業に参つておられますのは三十六億でございませう。三十六億のうち組合員貸付が二十八億

年出ております。毎月出ております事業月報をまた年報がまとめて一回出しておりますが、その中にこまかく出してございませう。

○受田委員 あの中で利原別のものを拝見しようとするとなかなかむずかしいと思つたのですが、それをちよつと説明願ひたいのです。

○岸本政府委員 恐縮ですが、利原別と申しますと……

○受田委員 それぞれの利益の原因別です。

○岸本政府委員 つまり積立金がありませうと、そのうち貸付金がどうか、有価証券がどうか、そういう問題でございませうか。

○受田委員 私たちの方でこの理解がいきやすいように、各共済組合別のものをお願いしておきます。なお私はもう一つ、ここで岸本さんが今言われた中に、国庫金となつてこれを福祉還元することが非常にむずかしいというお言葉があつたのですが、これは福祉還元の方途を別途に講ずることが、財政上の措置としてどういうところか、具体的な御説明願ひたいのです。

○岸本政府委員 国庫金となると、やはり国庫の金の使い方というものは、全般の公共福祉あるいは国の全般の政策のために使うというのが本来の性格でございませう。それを國が使用している公務員の特別な福祉に充てるというところは、性格上むずかしいだろうといふ考へてございませう。もちろん基本的な給与でございませうかという面、これはやむを得ない別途の問題でございませうが、そのうちから積み立てられた金

であります。あと生活必需品の売買事業を八億ほどやってございませう。こまかくなりませうが、郵政省では病院、診療所、保健所、宿泊所に対する福祉還元はいたしてございませう。これは国の費用でもって病院、診療所等、アフター・ケアの施設を全部建ててございませう、共済組合としてはほとんどこの方面に対して金は使つていないのであります。

○受田委員 そうするとこの金の使い方の中身ですが、これは何か資料としていただけませうか。

○岸本政府委員 さつそく調整いたしまして御配付いたしますが、ただいま程度の分け方でよろしゅうございませうか。

○受田委員 私たちの方でこの理解がいきやすいように、各共済組合別のものをお願いしておきます。なお私はもう一つ、ここで岸本さんが今言われた中に、国庫金となつてこれを福祉還元することが非常にむずかしいというお言葉があつたのですが、これは福祉還元の方途を別途に講ずることが、財政上の措置としてどういうところか、具体的な御説明願ひたいのです。

をさらに本人に割り戻す、貸し戻すというシステムは、ちょっとむずかしいと考へておられます。

○受田委員 たいま恩給納金制度があるわけですが、それで納められた恩給納金額というものが、本年度も七十数億あるわけですが、こういう金を、今度これを納めた公務員に還元する方法を財政上の措置としてとる道がないとは私は言えないと思うのですが、それを何かの目的に使わせるような財政上の措置を、法律のあるいは行政的にか取り得る論点というものを、政府側ではどう考へておられますか。

○岸本政府委員 国庫納金を何か積み立てて福祉還元に使つてはというお話でありますが、これは私も申し上げるまでもなく、もともと恩給制度は、一つの困の給与制度だということから出発しております。国庫納金は保険料という意味でなく、単に恩給をいただくから、それに見返りしてある程度一般会計の歳入に貢献してほしい、この程度で、今徴収されておるわけでございます。従いまして、それを積み立てるということが、恩給の性格からいたしまして、いかがか。恩給の性格が根本的に変わらなと、そこまで理論的にはなかなか踏み切れぬ問題だ、かように考へておられます。

○受田委員 理論的に、積立金のあり方についての解釈は困難かと思ひます。しかし、これから新しい制度を作ろうという場合に、困の責任において納付金をなせしめ、またその納付金を福利厚生施設にも用いるという考へ方、この考へ方を新しい角度から検討してみることがないか。これは総理府の方に今度伺いたいでございませう。

が、今松長官としまして、そうした積立金の運営という問題、これを単に、組合員自身の積み立てたものを組合のところへ戻すという、つまり国庫金の形をとらないで、そういう形に持つていくのがいいか、あるいは国家がこれを管理していく形をとつたらいいかという点について、あなたの方では国家管理の形式を主張してこられたのでありますが、その積立金の運営面における困の立場というものを、どういふ姿にしたらいとお考へてございませうか。

○今松政府委員 普通公務員の退職年金の問題を、私も検討しております。すような、国家責任において特別会計を作つてやつていくか、また大蔵省が五現業に今度適用されようとする共済方式でいくか、こういう問題は、双方で今せつかく検討を続けておる最中であります。従いまして、まだ的確なる成案をここで申し上げる時期に達しておりませんが、特別会計において、国家責任において退職年金制度をやる、こういう場合に、その特別会計の法律を作る方法によりましては、今までの考へ方からいたしまして、今大蔵省側の答弁にあつたようなことも考へられませんが、私は特別会計の法律が、立て方によつては、これを福祉方面に還元するような仕組みにすることも可能じゃないか、こういうように考へておる次第であります。

○受田委員 総理府として考へておられる、今度の特別会計による運営の方式でございますが、これは三・三〇を積み立てさせる形をとつておる。それから大蔵省の案によりまして、これは四・五〇を用意しておられる。組合員

そのもの、公務員そのものの金額にそれだけの差があるわけでございます。が、この負担部分に対して、大蔵省といたしまして、総理府が考へている三・三〇というものでやる場合には、組合員の福祉厚生方面に回す面が、自己負担が少く困の負担部分が多いという点では、かえつて有利じゃないかという考へ方も成立すると思うのです。が、組合員自身の負担の比率の高い大蔵省案と、その負担の低い総理府案と、この比較論で御答弁を願いたいと思ひます。これはちょっと外形的に見た見方ですが、さらにそれを、中身を割つた比較をしていただきたいと思ひます。

○岸本政府委員 恩給局案、総理府案という、具体的にどれをおさしになつておるか存じませんが、先般新聞に発表されました案でございませうか。あの案は正式の恩給局の意見かどうか、私もまだ承知いたしておりませんが、かりにあの案を拝見いたしますと、国庫負担がわれわれの案より高い、つまり給与的な年金であるという性格上の差違があります。恩給が退職年金と名前が変わつたというだけのものでございませう。国庫負担は現行制度とほとんど変わりがない。若干ふえておりますが、その場合に、それが福祉還元にどう響くかと申しますと、掛金からきておる積立金が非常に少いわけでございますから、それだけ——こういう結論めいたことを申し上げるのは何でございませうか、おそらく困が給与として余分に出して、いる分を福祉還元を持つていくことができるかどうか、これが非常にむずかしい。同時に、特別会計自体におきまして、先ほど申し上げましたような点がございませう。それらを加えて、給与的な年金というところになりまして、国庫金をそうした方面に——組合の個人貸付とか生活必需品の充實に向けるというふうなことが、給与的な国庫負担金でできるのかどうか、これはやはり理屈としては、一そうむずかしい感じがいたさぬでもないのではありません。

○受田委員 この貯金の貸付とかその他の厚生施設というふうな問題は、これは人事院勧告による退職年金法案では、共済組合方式によるものよりは非常に制約を受ける形になると思うのですけれども、こういう人事院勧告のものを政府がのむ場合に、今大蔵省の岸本さんの言われたような福利厚生施設を考へていくという形においては、何か別ワケのものを考へていかなければならないんじゃないですか。人事院勧告を採用する場合の福利厚生施設あり方を、一つ総理府の方で告示願いたいと思ひます。

○八巻政府委員 先ほど御指摘になりました恩給局案とか、いろいろさういう中間案がございまして、今せつかく公務員制度調査案の方で、総理府自体の案といたしましては、総理府の方でございませう。その中間におきまして、われわれもいろいろと意見を出してございませう。また公務員制度調査案におきましては、人事院からも意見を聞いておられます。この人事院勧告で出されておられますところによりまして、大体給付に要する費用の二五〇は、公務員の側の掛金でまかなう、あとの七五〇は国庫負担金をもつてまかなうというものが、人事院勧告の趣旨でありまして、その公務員の掛金分につきまし

ては、別途特別会計を設けて、それに積み立てをする。さうしてそれを運用する場合においては、公務員の福祉に還元するところという考へ方をとつておるようでございます。総理府が立案したさうとするものも、大體人事院勧告の線を中心にしてものを考へております。この二五〇、七五〇というふうな割合とか、掛金の額とか——掛金と申しましませうか、われわれ積出金と申しておりますが、積出金の額がどのくらいになるかというところは、多少異同があるかもしれませぬけれども、福祉還元の部分につきましては、やはりこれは公務員の負担分というものが積み立てられて、それが福祉還元していくというふうな点につきましては、人事院勧告と同じような形をとると思ひます。それでは、その程度の福祉還元の場合は十分じゃないか、大蔵省の考へておられる共済組合方式の場合の方が福祉還元に使ひ得る財源というものが相当たくさん余裕があるんじゃないか、従つてそれが考へておる程度に達しないようなものについては、別途国の財政支出として福祉施設を考へるべきじゃないか、こういうふうなお尋ねであらうと思ひます。もちろん困家公務員法自体におきまして、公務員の福祉厚生、借率を向上させるといふこと自体が人事行政の運営上必要である、さう考へておるわけでございます。困の財政支出としてさういふものを考へるといふことも当然並行して行われていんじゃないか、さう思ふのであります。ただしかし困の財政と諸般の事情が許しませんので、現在さういふことが行われておりませぬけれども、それは國家公

務員の福祉施設等につきまして、決して国が財政支出として費用を出すべきでなくて、自分の積立金の運用だけでやれというのではなからうと思つて、これはやはりアメリカあたりでは、むしろそうした財源を運用して自前でやれというのじゃなくて、福祉施設につきましては国の財政支出として正確に予算に盛ってやっていくというのを建前にしているくらいなんで、そういう面において人事院勧告の線をやつた場合にそういう点が困る、こういうことは決してないと思つております。

○受田委員 恩給局と大蔵省の双方の御意見を伺つて参つたのでございますが、結局大蔵省の側で考へておられる今度の改正案を拝見してもそうなんです、この組合管掌による方式の中には、積立金の運営が非常におもしろく、組合員自身が伸び伸びとやれる、また組合員自身が積み立てた金だけじゃなくて、政府が積み立てた金の一部もそれに流れていく、そうした福利厚生面において一歩の長がある。しかしまた一方の考へ方をもつてするならば、国の関与する面が少いという事は、その財政上の運営において不明朗なものを生ずるといふおそれがありはしまいか、こういうところの議論がされていくわけですか。これは政府としてもすみやかな解決を待とうということでありまして、今度の国家公務員の共済組合法の改正案を拝見しても、附則の十三条には非現業雇用人の当分の間の措置なども特に掲げられてあるようにございますから、相當の配慮をしておられることはわかるのでございますが、この際政府側の意見が調整せ

られて、この積立金の運営をめぐる方式において意見を一致して、すみやかな退職年金制度を確立する必要があると思つております。今、今松長官から、半年か一年かの間に必ずこれが成立するんだというお言葉があつたと思つてございまして、今国会に本格的な退職年金制度の提出がおくれた事情も、政府内での意見の不一致というところにあるという立場から、半年ないし一年後の国会にこれが成案を得るといふ見通しははつきりしておるのでござい

すか。  
○今松政府委員 政府内での意見の不一致と言われますが、実はこの公務員の退職年金制度を今国会に出す考へは、政府としてはなかつたのであります。従つてその検討がおくれておつたのであります。ただ大蔵省だけでやれると考へられた共済方式による案が出ましたために、われわれの方でも、次の通常国会を以てこの案を出そうとおつたのが、一部、公労法適用の現業員に対してだけは、他の三公社との関係もあり、まあ今回提出を考へるような運びになつたのであります。われわれの考へといつたしましては、次の通常国会には、ぜひ普通の公務員の退職年金の制度を決定をしまして提案したい、こういう考へております。

裁は、恩給法の個々の改正は次の退職年金制度が生まれて後に取り扱うべきであつて、今ここでこそよく手段をとるべきでないという考へがあつたわけですか。そういう意味から考へまして、政府としては恩給法の改正措置といふものは今後考へておらぬ、次の退職年金、近くもう一年待たないで生まれるだろう、それで解決するのである、かように了解してよろしゅうござい

ますか。  
○八巻政府委員 今松総務長官の、新しい退職年金法の制定につきまして、目下努力しておることにつきまして、近く成案を得たいという御考へと、私が今申し上げることは矛盾しないと思つております。と申しますのは、それはもちろんやらなければならぬわけでありまして、それを行なつたからといって、軍人恩給の制度なり、また旧文官についての恩給の制度なりといふものが、將來永劫にわたつて全然考へなくてよろしいのだといふことはあり得ないのでございまして、これは新しい退職年金制度というものは、現在のわれわれ在職しておる者が將來退職した場合に、その退職後の給付につきましての諸規定を設けたものでありまして、すでに恩給法の上で給与事由の発生した者につきましては、なお恩給法というものがその人たちにいつては生きておるわけでありまして、従いまして、これらのものについてどうしても手直しをしなければならぬ、退職後の処遇の手直しをしなければならぬといふ事態が生じますならば、なお従前の例において措置された恩給法というものがやはり問題の対象になる、こういうふう

にかしながら、従来懸案でございまして恩給法上の諸問題というものが、臨時恩給等調査会の答申を待ちまして、総合的に、一慮ここでもって解決をされた、従つて自分の間の問題についてのまた新しい改正といふことは起り得ない、こういうことは言えると思つて、承知おき願ひたいと思つております。

○受田委員 人事院では、新しい退職年金制度の中には旧公務員の分を吸収するといふ考へがあるのじゃありませんか。別個の二本建といふ意味でなくて、一本建じやないのですか。  
○八巻政府委員 人事院勧告の経過措置を見ますと、すでに給与事由の発生した恩給のうち、旧軍人に引継ぎを除去しましては、一慮人事院に引継ぎを、しかしながらその額及び支給方法は従前のままとする、すなわち、旧恩給法によつて定められたものはそのまま生きていく、こういうふうな立て方になつております。またその人事院に引継ぎがれた普通恩給の受給者が死亡したときは、恩給法の扶助料にかえてその普通恩給相当額を基準額として計算した新年金制度の遺族年金を支給する、こういう意味におきましては、旧退職者であっても、また新しく支給事由が生じた、こういうふうなものは新年金制度の上で処理する、新年金制度にこういう面におきましては吸収していき、こういう建て方をとつてはよろしい、こういう建て方です。従つて、この問題は建て方の問題で、新年金制度の遺族年金、すなわち普通扶助料を遺族年金と読みかえて、そうした形に吸

取していくようにするか、恩給法は恩給法として依然として生かしておいて、そうしてそれを適用していくような形にするか。すなわち恩給法をここで廃止してしまつて、そうして新退職年金制度の中へ取り込んでしまつていくふうな形をとるか、両建てにするかといふことは、一つの立法技術の問題であると思つております。しかしこの立法技術以前の問題としまして、この年金制度の生命と申しましうか、運営主体が同じく国であるという場合には、そういうふうな引継ぎの仕方が吸収しやすいわけでありまして、また当然吸収するといふ形をとり得るわけでありまして、すなわち、恩給法は昭和八年に大改正を行いました。その際、いろいろな給与条件が相当變つて参りましたけれども、昭和八年以前の恩給法上の処遇といふものは、昭和八年後の恩給法の中に取り込んであります。またさかのほつて、大正十二年に各種のいろいろな多元的な恩給法が集大成されて、恩給法が一本になりましたが、そのときもそうした皆さんの流れといふものを、恩給法の中へ全部取り込んで、そうして新しい恩給法における給与とみなすといふふうな形になつております。と申しますのは、これはあくまでも国が給与主体であるといふ一元的な流れがあるから、従つてそういう考へておられますこの制度におきましても、そうした制度における一つの生命が續いておるといふ意味におきまして、こうした経過措置がとり得ると思つてございまして、しかしながら事実の問題としては、これは新しい制度は、現在在職しておる者が、退職後の

給与だけに関するに給与事由の発生したものは、現恩給法によるのだというふうな、二本建の線を走らせるといふことは、これは可能でございませぬ。しかしながら、今までのあれから言いますと、どちらかといえば、同じの給与主体の中で、そうした恩給法というものが看板を塗り変えて、多少中身をいろいろ入れ変えたというふうな形になって参りますと、どうしてもその流れの中へ取り込んでくるということが、自然の成り行きになるであろう。従つて、この人事院の経過措置というものも、自然そういふふうな形になつてくるのではないかと、こう思ひます。

○受田委員 人事院報告の、今お読みいただいた経過措置の中の第一の「恩給法の措置」で、第二項の中に「新年金制度実施前にすでに給与事由の生じている恩給のうち、退職又は死亡当時恩庫から俸給を受けていた者（旧軍人及び準軍人を除く）に係る恩給は、人事院に引きつづくものとし、その額及び支給方法は従前のままとする」ということになつておられるのですが、これは恩給局が今まで担当しておつた分を人事院の方へ引き継ぐという形のものではないのでしょうか。

○八善政府委員 これはすでに新しい退職年金制度がございまして、それ以前に恩給法でもって給与事由が発生して、それによつて恩給を受けておられる恩給は人事院に引き継ぐ、これは法律の条文に書いた場合にどういふ表現になるかちよつとわかりませんが、その恩給は新しい退職年金法における退職年金とみなすというふうな法律の方でもうすでに擬制してしまふか、ある

いはただ単に恩給法で生じた恩給といふものは、あくまで恩給として残しておくけれども、その支給事務と申しましようか、その管理は行政事務上の所管として人事院に引き継ぐということになるのか、その辺はこの表現の中ではつきり読み取れませぬけれども、「引きつづく」という意味を、単に行政事務的に見るならば、これは恩給法のまま残しておくのだという意味にもとれます。しかし「その額及び支給方法は従前のままとする」という点に重点を置きますと、恩給法上の恩給というものは、新退職年金法における退職年金と読みかえて、そうして読みかえた場合、その額及び支給方法は、なお従前の例による、というふうな従前の規定を生かしておく、すなわち新退職年金制度における額なり支給方法なりに新しくそれを適用するのじやなくて、この恩給法の額なり支給方法というものをそのまま条文を生かしておく、というふうにも読みとれるわけです。この辺は法律技術の問題になると思ひます。

○受田委員 はなはだあいまいなとり方をしておられるようですが、これは結局人事院に引き継ぐという精神がはつきり出ているのでございませぬ。で、むしろ恩給法を廃止して、恩給法の中には軍人の分だけを残すというところは考えられませぬけれども、文官の場合、恩給法の適用外において新しい制度の中に織り込む、こういう形のもを本質的に考えておられると思ひます。それは第一項に「恩給法は、この準用を受けている者もきわめて多いので、当分、廃しない」「当分」が書いてあるのです。またその第二項に、

「人事院に引きつづく」それから第三項に、普通恩給を受けた者の死亡した家族には、遺族年金という新しい制度を適用する、というところを見ると、漸次吸収したい、こういう考えがあると思はれるのでございませぬが、この間、人事院總裁に恩給法上の新しい改正案を幾つか私尋ねて見ましたところ、そういう個々の具体的改正は、次の退職年金制度でお考え願ふべきであつて、今ここで恩給法をいじくるのは要当でない、という答弁があつたわけですね。恩給法は過去のものとして、新しい制度へ早く乗りかえてくれろというふうな御注文のように聞いたのです。いずれにしても、恩給局が従来御苦勞していただいたこの問題が、別に人事院に移つて、人事院の中の、たとえば恩給局にならうと、あるいは内閣の方で新しい年金局がございようと、大蔵省に行こうと、いずれにしても、もう各省のなわ張り争いをやめて、根本的な問題の解決に歩を進めていただきたいと思ひます。国民年金制度は来年から実施さるべきであるという社会保険制度審議会の動きもすでにあるわけなんで、岸総理もこれに協力しておられるようでありませぬが、一つ政府内部において高い立場で、公務員がほんとうの幸福を得られるような制度を早く実現してもらいたい、かように私は考えておる。従つてその制度を早く作らないと、いつまでも恩給亡論の批判を断ち切ることができません。私は最初の質問のときに申し上げたように、恩給亡論の批判は職業軍人に対するきびしい考え方が、なくなつた英霊のお子さんや、御家族、あるいは一般の文官の非常に低収入で困つておられる方々に

まで及んでおるといふことを悲しむものでございませぬが、この前の委員会でも申上げた公務扶助料の別の法律を作ることに、文官を現在の公務員に吸収しておくと、恩給法の中には、生存軍人、職業軍人の方々の規定だけが残るといふこと、こういうふうな大休三つにこれを分けることが適切であるか、いか。しかもその事務をとられるまでは、現在の恩給局が現在の形のままでもらわれてもけっこうでございますけれども、その考え方がそうした三つの方向に分れることが適切であると思ふのでございませぬ。私の見解について御意見もあろうかと思ひますが、私の見解を十分頭に入れていただいて、御検討願ひたい。

きょうは委員長の五時からというお話もありますので、もう一つお尋ねしておいて、質問を終わりますが、現在の恩給法と、また将来も問題になることですけれども、公務員の通算、今度の改正措置の文武官の通算を規定しておられますが、この公務員の勤務在職年の通算という問題、これはいろいろ問題を抱けておられるわけですね。この調査会のときにも、公務員に準じたような形であつた期間を通算してもらいたいという希望もたくさん出ておりました。これは今後の問題にもなるのでございませぬ、これからは私立学校に勤務する人々の期間も、これを公務員という職務に従事した期間というふうにみなしていきたい、あるいは雇用人の期間も通算したいとかいふ、非常に幅の広い考え方がおありのようでございませぬが、この文武官の通算、あるいは文官

相互間の通算というふうな問題で、今まで恩給法上なかなかきびしくて手をつけなかつたような問題、今度の退職年金制度をお生みになる前に、こういう問題を通算すべき性質のものであるというお考えを持っておられるかどうか、一つここだけははつきり伺つておきたいわけですね。今後の公務員の問題でもあり、また過去の問題でもあるのですが、少くとも公務員の性格をもつて勤務した期間は、恩給法上の在職年としてきびしく批判をされておられる問題よりも、もっと幅を広めて考えるということが適切じゃないかと思ひます。いかがでございませぬか。

○八善政府委員 従来、恩給法というものにおきます通算を非常に厳密に考へておつたわけがございませぬ。すなわち、恩給法の対象としては、一定の恒久的な職を奉ずる者としての身分というところに制限いたしまして、官吏、雇用人というふうな區別を立てて、そうして官吏だけを恩給法の対象にして置く。こういうふうに嚴格に考へておられるわけがございませぬ。従つてそのワタを無限に広げていくということになると、だんだんとけじめがつかなくなるといふことであつたわけがございませぬが、最近における傾向というものは、やはり勤労者一般を対象とするところの厚生年金保険というふうなものも、普遍的になつて参りますと、これが一つ、それから各種の退職年金制度がそれぞれでき上つてくるというところが一つ、そういうふうなことから考へまして、これらの相互の交渉というものを考へていかないと結局長い勤務というものの対価として、老後の保障ということに重点を置いて考へていく

○八善政府委員 これはすでに新しい退職年金制度がございまして、それ以前に恩給法でもって給与事由が発生して、それによつて恩給を受けておられる恩給は人事院に引き継ぐ、これは法律の条文に書いた場合にどういふ表現になるかちよつとわかりませんが、その恩給は新しい退職年金法における退職年金とみなすというふうな法律の方でもうすでに擬制してしまふか、ある

○八善政府委員 これはすでに新しい退職年金制度がございまして、それ以前に恩給法でもって給与事由が発生して、それによつて恩給を受けておられる恩給は人事院に引き継ぐ、これは法律の条文に書いた場合にどういふ表現になるかちよつとわかりませんが、その恩給は新しい退職年金法における退職年金とみなすというふうな法律の方でもうすでに擬制してしまふか、ある

場合においては、ある程度体系ごとのばらばらなお互いに通算ができないという点では困るという事情が出てくるわけでございます。その意味で体系ごとの整備ができませんれば、お互いの体系同士の交渉が行われてくるわけです。すなわち国家公務員と地方公務員との交渉の問題が起り、また共済組合と恩給公務員体系との交渉が起るというふうな、どうしてもその間の交渉を持たなければならぬというようなことになるわけです。しかしながら一方において、給付内容なり給付条件というものが違ふという場合に、最小限度にどういふふうな条件で交渉するかというふうないろいろな技術的な問題がございます。しかし大きな観点からいいますと、老後の保障という点に重点を置きますと、やはりその職場がたまたま公務員としてあったか、あるいは雇用人としての在職が一部分であったかというふうなことだけで、老後の保障が断たれるということでは、これはおもしろくないじゃないか、そういうような観点から、だんだんと他の体系との交渉が行われると同時に、そうした通算関係というものが、だんだんと幅広く考えていっていいじゃないか。しかしそれにはそれ自体の体系としての性格がございますから、限度がございますけれども、考え方としてはそういう方向に向つていいじゃないか、こういうふうな考えております。

れなかつた。それが漸次改善されまして、一年以上七年未満の軍人の実在職年というものは、軍人恩給を計算する場合におきましては、これは算入することとせられたというふうな、一歩前進が見られたわけでありまして、なおその間十三年以上については、その恩給年額の計算上全然算入されなかつたというふうなうらみもあつたわけでございます。そこにまた旧退職者とのアンバランスがあり、それからまた文官におきましては、軍人の一年以上七年未満の実在職年というものは全然算入されなかつたということで、文官恩給と軍人恩給との間における不均衡、こういうふうな問題もあつたわけでございます。そういうふうな意味で、恩給法の内部におけるいろいろな軍人恩給と文官恩給とのアンバランスといううなものを見て参ります場合に、それを調整していくという場合に立つて問題を解決しようという場合におきまして、この在職年の完全通算ということ、これは勅令六十八号で一時廃止されましたけれども、これをまた認めるということが正当であるという認識に立つて、恩給調査会の答申を十分尊重してやつた措置でございます。

倍率を今でもまだ持ち出されておるのでございますが、これは文官がもう四十割でなくなつた。ベースアップしないで三五・五割になつておる。従つて四十割という倍率はもうなくなつておる。それがまだ持ち出されておる。これは旧軍人の方がむしろ高いところになるのをごさいます。こういう考え方は、私はこの遺族会で考えられた四十割の倍率にあまり固執しておられるというのを思つたわけ。そうしてもう一つはもっと高い立場で、われわれはこの恩給制度の将来を考えていかなければならないので、別に遺族会の要望に特におこたえするということも形のものではなくて、もっと国民全体の立場からこれを考えなければならぬと思つておるのですけれども、先般この委員会で社会党の意見としては、遺族会の要求を全面的に引き受けるという意見があつたが、今はまるで保障打ち切りというふうな形ではないかといううな御意見があつたようです。私それを直接聞かなかつたのですが、こういう意見が速記録には出ています。こういうところを見ると、何だか単にゼスチュアとしてこの恩給法の改正を考えると、いう形になる心配がある。私たははまだかつて遺族会の御要望をそのまま全面的に引き受けたということはないのです。これは倍率問題においてもはつきりしておるし、階級差の問題においてもはつきりしておるし、そういう点においては、むしろ自民党の方々にお願いして、遺族会の思い過ぎ、考え違ひのところは十分直してあげ、むしろ遺族の中で、幹部級でない一般遺族の中で不幸にあえぐ人々の立

場というふうなものを考えていくという立場をとるべきで、遺族会の役目について人々の立場で物事を考えるという考え方は、私は十分改めてもらわなければならぬと思つた。そういう意味で今自民党の方々も非常に気がねをされたような形で、この法案が上薄下厚の精神が一応感られていた点においては、自民党の今までの考え方からすれば、一応の敬意を表したい。その中では、一応の敬意を表したい。その中に忘れてはならぬことは、やはり恩給法の将来について、国民の中に恩給亡國論の叫びがなおおこつておることです。これは単に予算上の三百億という額が多くなつたから、恩給亡國というふうな議論が出るということもあるわけでございますが、一方においてその階級の低い方々、旧軍人の高級の方々が、軍人の組織を固めていたり、また遺族会を指導される方々の中に、階級の低い豊かな生活をされる遺族会の幹部の方々が遺族会のお世話をされたりするところ、大衆の中に非常に苦勞している一般遺族、階級の低い、生活苦にあえぐ遺族の人々の考へる方向とは、相当程度変つた方向に考へ方が向いておる場合があるのです。そういうことについては政府も十分指導を加え、また自民党の各位も十分考へてもらつて、この遺族会処遇の問題は、単に高級軍人の遺族の指導によるべきでなく、遺族の大衆の中に燃え上る気持というものも考へていくべきだ。これが臨時恩給等調査会でも、学識経験者の人々まで全員そろつて、あの倍率問題については十項に余る答申をもつて、結論を不均衡感の除去というところに持つていったわけ。そこを一つ含んでいただいて、与党の御

支持のもとに構成しておられる政府の首脳部の皆さんは、今回の改正措置を最終的なものとせられる御意見ではまだないということでございますが、こうした問題については、単にそうした一部の人の考へ方をそのまま受け入れるような形ではなくして、全般の空気を十分知つてお仕事をされるか、かようにお考へ願ひたいと思つた。きょうは私、そのほか残された問題は、特に国民年金に移行する恩給制度及び退職年金制度の問題をお尋ねする時間がないわけでございますが、これは社会保障制度審議会の動きなどに関連して、この次には厚生省、労働省の方を含めて、恩給局関係のお役人の方や総理府の総務長官にも御苦勞をいただき、もう一つ人事院総裁と大蔵省の御意見も何つて、他の委員諸君ともどもに与えられた時間を最高度に勉強して、この重要法案の審議に当たりたいと思つた。長時間毎日々々御苦勞いただき、自民党の各位に深甚なる敬意を申し上げますが、一つどうぞごしんほういただいて御出席あらんことをお願いいたしておきます。

○福永委員長 次会は公報をもつてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。午後四時五十五分散会

昭和三十三年四月四日印刷

昭和三十三年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局